

雜

錄

鐵鋼配給統制規則に就て

(日本製鐵販賣旬報第 118 號)

鐵鋼界は一方に於ては、先づ鑛石、銑鐵、屑鋼等製鐵鋼原料の大部分を海外に求めねばならぬのに、而も國際收支の適合、對英爲替 1 志 2 片堅持の上からして、原材料及製品の輸入制限が宿命的であり、他方に於ては、龐大なる軍需を賄はねばならないので、無爲に過すならば、需給の破綻を招くのは必至である。

況して需給の窮狀は事變の長引くに連れ日を追ふて激しくなる傾向なので、國家的必需即ち軍需の確保を背景とする需給の計畫的調整の要は益々痛感せらるゝに至る。

結局生産から配給に到り、遂には消費部門に及ぶ高度の統制を斷行せざるを得ない。

今回鐵鋼配給統制規則が公布せられたのも、要するに軍需を中心として生産部門を總動員すると同時に不急、不要と目される需要を抑壓しつゝ、而して可及的各方面の相剋を少くして所期の目的を達する爲に他ならない。

抑々生産と消費を計畫的に調制し、非常時の需給に對處せんとするのは今に始まつた事ではなく、昭和 12 年 9 月 9 日に於て既に輸出入品等に関する臨時措置に関する法律が公布即日施行せられた事が物語てゐる如く、夙に樹てられたる國策であつて、其の線に沿ふて總てが移行し、着々整備されつゝあつたのであるから、鐵鋼配給統制規則は遠く大きくは國策、近く小さくは指定問屋層の確立にまでも及ぶ諸々の物心と相互に關聯を有して生れたのであるが計畫的に之を生み、之と直接に關聯を有するのは鐵鋼統制協議會である。

商工省に於ては、一方に鐵鋼工作物築造許可規則等の省令を發し、他方に日本鋼材聯合會の如き自治統制機關を設置せしめ、漸次統制の手綱を締めて來たが、本年 2 月下旬に至り、鐵鋼配給統制に關する關係府縣係官會議を開催し、中、小機械器具製造業の地域別、品種別工業組合の設立を期する事となつた。之は愈々商工省が豫て

より計畫を進めてゐた消費部門の組織化に乗り出し、先づ強權を以て難關に當るの實を示したものであるが、之を據點として全面的、舉國的配給調整の本格的な工作が始められ、引續き間も無く、前例の無い官民の大合作に依る鐵鋼統制協議會が結成され竿頭更に數歩を進めたのである。

その構成及事業の大要は下表商工省鐵鋼統制協議會構成大要に於て見られる通りであるが、要するに鐵鋼統制協議會は商工省内に置かれ、關係各廳關係官の外、製鐵鋼關係業者及び鐵鋼消費部門の代表者より成り、而して軍需の外、民需をも含む需給計畫の大綱を編成しこの計畫に従ひ、生産配給及び消費部門の自治的統制機關をして之が實施に當らしめんとするものである。

此の機關が參謀本部となり、着々戦備を整へた結果、生産及販賣兩面は、鐵鋼統制協議會の意を體して日鋼聯がリードなし、生産の計畫的調整を期し得るに至ると同時に、指定問屋、特約店の設定が成り、適切なる配給をも成し得るに至り、生、販陣は自治的ながら大體求められてゐる形態となり、統制に應じ得る環境となつた。而して他方消費部門は鐵鋼統制協議會の八分科會の下に業種別統制機關を隷屬せしめ、先づ其の需要の量と範圍を制御し、更に當該統制機關をして所屬業者に再分割し、尙ほ業者の割當量購入に當ては總て統制團體、官廳或は公共團體の發行する鐵鋼使用證明書を要すると云ふ仕組みであつたが、5 月中に於て、豫定されてゐた統制團體も結成され、旁々業種別割當量も査定されて、之れ又大體求められてゐる形態となり、統制に應じ得る環境となつた。

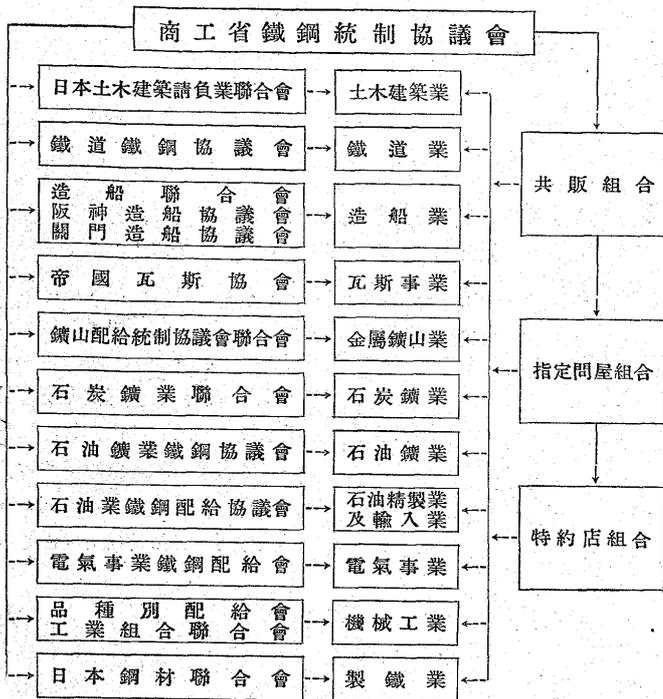
而して構成される配給系統は次表の通りである。

斯くてガス事業、鐵道業、土木建築業を始めとして、鋼材の手當には全般に證明書發行を原則となし得るまでに進展したので、商工省は 5 月 31 日附を以て全鋼商に對し「鐵鋼使用證明書は中、小工業以外はすべて 6 月 1 日より發行せしむる事とせり、依て問屋に於ても特に之れに協力し、使用者に證明書を提出せしめ證明書に依る配給を勵行せられ度し」と通達し、販賣業者層の注意を喚起する。

商工省鐵鋼統制協議會構成大要

主 査	委 員	分 擔 審 議 事 務
第一分科會	第一部會—商工省委員—關係官廳係官、 第二部會—商工省委員—關係官廳係官、 關係共販委員	第一分科會 總括事務及他の分科に屬せざる事項、同第一分科會は鐵鋼の生産、輸入、需給對照に關する事項、第二部會各部科會に屬する事業の土建關係需要の外土建關係需要
第二分科會	第一部會—企畫院委員—關係官廳係官 第二部會—商工省委員—關係官廳係官、日鋼聯及日鐵委員	第二分科會 國の需要特別分科に屬するもの、第一部會軍需、第二部會軍需以外の國の需要
第三分科會	商工省委員—關係官廳係官、關係共販委員	第三分科會 公共團體、公益法人、私營水道事業の需要特別分科に屬するもの
第四分科會	鐵道省委員—關係官廳係官、日鐵及私鐵業委員	第四分科會 鐵道業(含車輛)の需要
第五分科會	逓信省委員—關係官廳係官、造船業及關係共販委員	第五分科會 造船業の需要
第六分科會	第一部會—企畫院委員—關係官廳係官、日鐵、銑鐵共販、 日滿商事及關係民間業委員 第二部會—商工省委員—關係官廳係官、關係共販及民間業委員	第六分科會 機械鐵工業の需要(更に業種別に審議)第一部會軍需、第二部會軍需以外の需要
第七分科會	商工省—關係官廳係官、關係共販及民間業委員	第七分科會 ガス、鑛山、石油事業の需要
第八分科會	逓信省委員—關係官廳係官、關係共販及民間業委員	第八分科會 電氣事業の需要

鐵鋼配給系統



備考

- (イ) 中、小機械工業の一部には工組未結成のものがあり従て此の部門は完全に確立してをらないが、配給系統と證明書様式は定めて既成組合には割當てられるし、近く完成するので之を同列に誌す。
- (ロ) 製鋼業は豫定されてはをらなかつたが日本鋼材聯合會を統制團體として日鋼聯合會員及同準會員の自家用品割當てを行ふ事となりたるを以て之を誌す。

と同時に準法的配給統制に入る事になつたのであるが、其の後に至り中、小機械器具製造業の組織化及びそれに対する配給の具體策にも目鼻がつき、一方6月1日以降嚴守すべき棒、形、板共販物及び之れに準すべき鋼材の最高、最低價格が自治的ながら制定され、兎にも角にも、一應はその規定に従て賣買の事となつて、價格統制も軌道に乗り、今は全く體勢が整ふやうになつたので、愈々6月20日に至り昭和12年法律第92號第2條及第3條の規定に依り商工省令第33號を以て鐵鋼規則を公布し、7月1日を以て純然たる國家權力に依る配給制度に邁進すべきを命じたのである。

此の規則が生れた経緯は大體上述の通りである。

此の省令は7月1日より實施されるのが、鐵鋼界は此の日を境として純然たる國家權力に依る統制配給時代に邁進し、連れて生産上、販賣上、消費上全く變貌する事であらう。眞に歴史的規則と云ふべきである。

是れに依て、昨年10月からの鐵鋼工作物の制限、本年に入てからの鑄物鉄の制限、6月1日からの全般的大口鋼材需要の制限が更に擴大、強化されて7月1日からは大口、小口を問はず、業別の如何に拘らず、鐵鋼の賣買には其の使用證明書を要する事となつた。尤も假令證明書が有ても、鋼材は何千と云ふ種類があり、而もおいそれと千切る事も出來ず、又千切たのでは後が使ひ物にならぬと云ふ事があるので、ガソリン券でガソリンを買ふやうなわけには行かず、況して極端なる品拂底なので、當分は使用證明書が有ても現品は手に入らぬと云ふ事になるかも知れぬが、證明書が無ければ、規則に依り除外せらるる特別なる場合の外は、絶対に賣買する

事が不能となつた。且つ從來の自由主義的經濟概念に於ては不用、不急なる需要は無いとは云へ、今後鐵鋼を割當るに當ては、上層部から下層部まで一貫して時局と對比し、不急、不用を一義的に考慮するであらうから、それ等は最後の、最少的に配給せられる運命となつたのである。

尙ほ値段關係はメーカー側と販賣業者との自治統制に委ねられてゐる限りは理想通りに行はれぬ場合が絶無となるのはむづかしいが、此の規則に直面しては、暴利取締令がクローズ・アツプされて來るのみならず、此の規則を施行する上からは當局に、不當なるものには鐵鋼配給の斷然たる中止を命ずる用意ありと云ふし、旁々次に價格の公定を見るのが當然の順序と云ふ事になるので、値段も亦此規則に依て充分制約されるであらう。

斯くの如く鐵鋼配給統制規則は誠に重大なる支配力を有するが、製鐵業者自身が自家製品を所謂家用として使用する場合に於ても、其の統制團體即ち日鋼聯の如き機關の發行する使用許可證明書を要するは勿論、夫々所定の手續を要するのであるから、結局は鐵鋼の、少く共配給關係の、國家管理を内藏する法規であると云へぬ事はない。

之は正に劃期的法令である。

次に其の全文を掲げて銘記する所以である。同じ意味に於て日本鋼材聯合會の指令を轉記した。

鐵鋼配給統制規則

第一條 本則は於て鐵鋼トハ普通銑鐵(鑄鐵管ヲ含ム)及普通壓延鋼材ヲ謂フ

第二條 鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者(シャリング業者ヲ含ム以下同ジ)ハ官廳公共團體又ハ商工大臣ノ指定シタル團體(以下統制團體ト稱ス)ニ於テ發行スル鐵鋼割當證明書ト引換フルニ非ザレバ鐵鋼ヲ使用スル者ニ對シ鐵鋼ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ次ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 次ノ各號ノ一ニ該當スル鐵鋼ヲ販賣スルトキ

イ 御料品

ロ 官廳ニ於テ購入スルモノ

ハ 公共團體ニ於テ購入スルモノ

二 製鐵用原料又ハ材料トシテ製鐵事業者ニ鐵鋼ヲ販賣スルトキ

三 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ鐵鋼割當證明書ニ依ルコトヲ得ザルトキ

第三條 造船業、鐵道業、電氣事業、土木建築請負者、ガス事業、水道事業、石油業、鑛業、製鐵事業、機械器具製造事業、其ノ他鐵鋼ヲ使用スル事業ヲ營ム者其ノ事業ノ用ニ供スル鐵鋼ヲ購入セントスルトキハ當該事業ノ主務官廳、地方長官又ハ統制團體ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受クベシ但シ軍用ノ工作物(建築物ヲ含ム以下同ジ)ノ築造用鐵鋼又ハ軍需品製造工場ニシテ陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ認定ヲ受ケタルモノノ軍需品製造用鐵鋼ノ購入ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ官廳又ハ公共團體ノ工作物ノ築造ヲ請負ヒタル者又ハ軍需品製造ノ註文ヲ受ケタル者ハ前項ノ鐵鋼割當證明書ノ外當該官廳又ハ公共團體ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受クベシ

第四條 前條第一項ノ規定ニ依リ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケタル者當該鐵鋼ヲ使用スル工作物ノ築造又ハ當該鐵鋼ヲ原料若ハ材料トスル製品ノ製造若ハ加工ヲ他人ニ請負ハシメタル場合ニ於テ當該請負人鐵鋼ヲ購入スルトキハ其ノ者ニ當該鐵鋼割當證明書ヲ交付スベシ

前項ノ場合ニ於テ註文者ハ請負契約ノ要旨ヲ記載シタル書面及鐵

鋼割當證明書ノ寫ヲ自己ノ屬スル統制團體及請負人ノ屬スル統制團體ニ提出スベシ

第五條 土木建築用ノ鐵鋼ヲ購入セントスル築造主ハ第三條第一項ノ鐵鋼割當證明書ノ外土木建築請負業者ノ統制團體ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受クベシ但シ統制團體ニ屬スル者(土木建築請負業者ヲ除ク)ガ自ラ土木建築工事ヲ執行スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 土木建築請負業者又ハ機械器具製造事業者第三條第二項又ハ第四條ノ規定ニ依リ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケタルトキハ第三條第一項ノ鐵鋼割當證明書ニ添附シ之ヲ鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者ニ提出スベシ

第七條 統制團體ハ商工大臣ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ鐵鋼割當證明書ヲ發行スルコトヲ要ス
公共團體ハ地方長官ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ鐵鋼ヲ購入シ又ハ鐵鋼割當證明書ヲ發行スルコトヲ要ス

第八條 鐵鋼割當證明書ト引換ヘ購入シタル鐵鋼ハ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者ハ其ノ引換ヘタル鐵鋼割當證明書ヲ引換後遲滞ナク商工大臣ノ指定シタル者又ハ團體ヲ經由シ商工大臣ニ提出スベシ

第十條 鐵鋼ノ販賣業者ハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置クベシ

- 一 購入シタル鐵鋼ノ種類別數量及價格、約定及受入ノ年月日並ニ購入先ノ氏名名稱及住所
- 二 販賣シタル鐵鋼ノ種類別用途別數量及價格、鐵鋼割當證明書ノ發行者、約定及引渡ノ年月日、引渡地並ニ販賣先ノ氏名名稱及住所
- 三 毎月末ニ於ケル鐵鋼ノ種類別在庫數量

第十一條 商工大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ鐵鋼ノ販賣業者ノ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者ハ鐵鋼割當證明書ト引換ヘ鐵鋼ヲ販賣シタルトキハ遲滞ナク鐵鋼ノ販賣先、種類別數量及價格並ニ引渡ノ年月日ヲ當該鐵鋼割當證明書ヲ發行シタル官廳公共團體又ハ統制團體ニ報告スベシ

附 則

本則ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

昭和十二年九月十日公布法律第九十二號第二條及第三條ハ次ノ通り

第二條 政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲テ必要アリト認ムルトキハ輸入ノ制限其ノ他ノ事由ニ因リ需給關係ノ調整ヲ必要トスル物品ニ付次ノ措置ヲ爲スコトヲ得

- 一 命令ノ定ムル所ニ依リ當該物品ヲ原料トスル製品ノ製造ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限ヲ爲スコト
- 二 當該物品又ハ之ヲ原料トスル製品ノ配給讓渡使用又ハ消費ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコト

第三條 政府ハ第一條ノ制限若ハ禁止又ハ前條ノ命令若ハ處分ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲スコトヲ得
製鐵鋼業者自家工場用鋼材配給手續

日本鋼材聯合會

1. 本會々員その工場及設備の新增設及修理等の爲に使用すべき鋼材

材は自家製品たると他より購入するものたるとを問はず本規定により統制配給を受くるものとす。

2. 配給を受けんとする者はその前年の10月末日迄に翌年間の使用豫定數量を所定の様式に依り本會に届出づることを要す。而て此場合新增設の計畫内容を添附すべし。但外部の機械鐵工業者等に注文すべき數量は本數量中には含まざるも本届出中には別に明記するものとす。

新增設の計畫内容の変更其他中止等の爲鋼材使用數量に増減を生じたる時は遲滞なく届出づべし。

3. 本會は鐵鋼統制協議會の割當數量に基き、此届出數量を査定の上各會員の使用割當數量を決定す。

4. 此に依り本會員の受けたる配給割當に對しては本會は會員の申請に依り1ヶ月乃至3ヶ月間に使用すべき數量に對する證明書を發行す。會員は購入に際しては本證明書を添附することを要す。

5. 本證明書は原則として1通を交付す。但購入の關係上分割を希望せらるるときはその旨申出づることを要す。

6. 割當數量中自家工場に於ける製品を使用する場合はその數量に關しては本會の承認を受くることを要す。

7. 會員本證明書に依り鋼材の購入契約成立したる時は直に取引年月日、成約鋼材量等を本會に届出づべし。自家製品を使用したる場合も亦同じ。

8. 會員都合に依り購入又は自家製品の使用を延期し、或は不能等の場合は既發行の證明書は之を無効とし改めて次期に於て審査の上證明書を發行するものとす。

9. 薄板、鋳力板共販組合組合員に付ても本規程を適用するものとす。

鐵鋼配給統制規則解説

(日本製鐵販賣旬報119號)

商工省鑛山局鐵鋼課長阿部豊氏の記述に係る鐵鋼配給統制規則解説が此の程發表された。

待望の向も多ハと考へられるので、此處に其の全文を轉記する事とした。

第一條 本條ハ配給統制ノ對象トナルベキ鐵鋼ノ範圍ヲ明ニシタモノデアル。今次ノ配給統制ハ普通銑鐵及普通壓延鋼材ニ付テノミ行ハレルノデアツテ、其ノ他ノ鐵鋼ニ付テハ行ハレナイ。又普通銑鐵又ハ普通壓延鋼材原料又ハ材料トシテ製造又ハ加工セラレタル製品ニ對シテハ原則トシテ及バナイ。然シ普通壓延鋼材デアル以上總テ統制セラレルノデアルカラ、棒鋼、形鋼、鋼板、線材、帶鋼、鋼管、薄板、ブリキ、軌條、外輪、美裝鋼板等ハ皆統制ノ範圍ニ包含セラル、ノデアルガ、棒鋼ヲ材料トスルボールド、ナット類薄板ヨリ製造セラレタル亜鉛鍍板、線材ヨリ製造セラレタル針金類ハ配給統制ノ目的トハナラナイ。即配給統制ハ所謂第一工程ニ於テノミ行ハレルノデアル、本條ニ於テ普通銑鐵ノ中ニハ鑄鐵管ガ含マル、コトニナツテキルノデアルガ、之ハ鑄鐵管ヲ銑鐵ノ一種ト看タ譯デハナク、鑄鐵管ノガス事業、水道事業等ニ於ケル需要狀況ヨリ觀テ之ヲ銑鐵ト同様ニ配給統制ノ範圍ニ入レル必要ガアルノデアルカラ、其ノ旨ヲ明ニシタモノデアル。從ツテ鑄鐵管ニ付テハ二段ノ統制ガ行ハレルコトニナルノデアツテ、鑄鐵管製造業者ガ銑鐵ヲ購入スル場合ニ統制ヲ受ケルト同様ニ、之ヲ販賣スル場合ニモ更ニ統制ヲ受ケルト同様ニ、

銑鐵ニ付テハ普通銑鐵ガ配給統制ノ對象トナルノデアルカラ、低

鑄鉄鐵ノ如キ特殊鉄鐵ハ含マレナイノデアアルガ、熔鑄爐法ニ依ル鉄鐵ノミナラズ電氣爐法ニ依ル再製鉄ト雖モ普通鉄デアル限リ本則ガ適用サレル。

鋼材ニ付テモ普通壓延鋼材(半硬鋼及硬鋼等ノ中間鋼ヲ含マズ)ノミガ配給統制ヲ受ケルノデアアルカラ、特殊鋼ハ勿論鍛鋼品及鑄鋼品ニ付テモ又屑鐵ニ付テモ本則ノ適用ハナイノデアアル。

第2條 本條ニ於テハ鐵鋼ノ配給統制ニ關シテハ割當制度即所謂切符制度ヲ採ル旨ヲ明ニシ、鐵鋼ノ製造業者及販賣業者ハ官廳、公共團體又ハ商工大臣ノ指定シタル團體即統制團體ノ發行スル鐵鋼割當證明書ト引換デナケレバ、原則トシテ機械器具製造業者其ノ他總テ鐵鋼ヲ使用スル者ニ對シテ鐵鋼ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ザルコト、シテ居ル。換言スレバ鐵鋼ヲ使用スル者ハ、官廳、公共團體又ハ統制團體ノ三者ノ中何レカラカ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケナケレバ、鐵鋼ノ購入ヲ爲シ得ザルコトニナツタ譯デアアル。

本則ニ謂フ販賣業者ノ中ニハ シャーリング 業者ヲ含ムコト、シテキルノデアアルガ、之ハ其ノ業態ノ特殊性ニ鑑ミテ之ヲ販賣業者ト同一ニ看做ス必要ガアルカラデアアル。

シャーリング 業者トハ、製鐵業者ヨリ壓延サレタ儘ノ鋼板ノ供給ヲ受ケ、之ヲ一定ノ規格ニ裁斷スル業者デアツテ、形式的ニハ工業者デアリ工業組合モ結成シテ居ルノデアアルガ、機能ヨリ觀レバ配給機關タル實質ヲ有スルモノデアアルカラ、便宜之ヲ販賣業者ト同様ニ取扱フテ居ルノデアアル。從ツテ シャーリング 業者ガ既ニ シャー シタル鋼板ヲ販賣スル場合ニ於テハ、鐵鋼割當證明書ト引換デナケレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ナイノデアアル。

鐵鋼割當證明書ハ官廳、公共團體及商工大臣ノ指定シタル統制團體ニ於テ發行スル。商工大臣ノ指定シタル統制團體トハ次ノ通りデアアル。

社団法人造船聯合會、阪神造船協議會、關門造船協議會

鐵道鐵鋼協議會

社団法人電氣協會

日本土木建築請負業聯合會

社団法人帝國瓦斯協會

石油業鐵鋼配給協議會、石油鑛業鐵鋼協議會

九州石炭鑛業懇話會鐵鋼統制協議會、宇部鑛業組合鐵鋼協議會、社団法人北海道石炭鑛業會、常磐石炭鑛業會、福岡地方石炭山配給統制協議會、鐵鋼材統制互助會協議會、仙鑛管內炭鑛鐵鋼配給協議會、東京地方鑛山配給統制協議會、仙臺地方鑛山配給統制協議會、大阪地方鑛山配給統制協議會、福岡地方鑛山配給統制協議會、札幌地方鑛山配給統制協議會

日本鋼材聯合會、特殊鋼協議會、日本フエロアロイ協議會

機械工業鐵鋼配給會、保證責任北海道鐵鋼製品工業組合聯合會、青森縣鐵鋼製品工業組合聯合會、岩手縣金屬製品工業組合聯合會、宮城縣鐵工業組合聯合會、秋田縣鐵工機械器具工業組合聯合會、山形縣鐵木工業製品工業組合聯合會、福島縣鐵工機械工業組合聯合會、茨城縣鐵工機械器具工業組合聯合會、埼玉縣鐵鋼製品工業組合聯合會、神奈川縣鐵鋼製品工業組合聯合會、新潟縣鐵工機械金屬工業組合聯合會、富山縣金屬製品工業組合聯合會、保證責任福井縣鐵工機械工業組合聯合會、山梨縣鐵製機械器具工業組合聯合會、長野縣鐵工製品工業組合聯合會、岐阜縣金屬工業組合聯合會、靜岡縣鐵工機械工業組合聯合會、愛知縣鐵鋼製品工業組合聯合會、三重縣鐵工機械器具工業組合聯合會、京都鐵鋼製品工業組合聯合會、奈良縣鐵鋼製品工業組合聯合會、

保證責任鳥取縣鐵工機械器具工業組合聯合會、島根縣鐵工品工業組合聯合會、岡山縣鐵工品工業組合聯合會、廣島縣鐵木工業製品工業組合聯合會、山口縣鐵木工業製品工業組合聯合會、德島縣鐵工機械工業組合聯合會、香川縣鐵工機械工業製品工業組合聯合會、愛媛縣鐵工機械器具工業組合聯合會、保證責任高知縣鐵工工業製品工業組合聯合會、福岡縣機械工業製品工業組合聯合會、佐賀縣鐵鋼製品工業組合聯合會、長崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會、大分縣鐵鋼製品工業組合聯合會、鹿児島縣鐵鋼製品工業組合聯合會、川口鑄鐵電工業組合、川口鑄鐵戶車工業組合、東京眼鏡工業組合、東京乾電池工業組合、東京瓦斯機械器具工業組合、東京メツキバケツ工業組合、東京機構鉛筆工業組合、名古屋輸出樂器玩具工業組合、日本時計工業組合、日本洋傘骨製造工業組合、日本針金綜統工業組合、日本フラスナー工業組合、關西金屬戶車工業組合、關西纖維機械工業組合、日本リードワイヤー工業組合、東部ドラム罐工業組合、日本鋼ペン先工業組合、日本放熱器工業組合、日本度量衡器計量器工業組合聯合會、日本珐瑯鐵器工業組合聯合會、日本亞鉛鐵板工業組合、日本自轉車工業組合聯合會、日本鑄物工業組合聯合會、滋賀縣鐵鋼機械工業組合聯合會、石川縣鐵鋼製品工業組合聯合會、千葉縣鐵鋼製品工業組合聯合會。

之等前記ノ團體ハ昭和13年6月29日附商工省告示第168號ニ掲ゲラレテキル。鐵鋼ノ主要消費部門ニ就テハ斯ノ如ク統制團體ガ存在スルノデアアルカラ、鐵鋼割當證明書ハ大部分ハ之等ノ統制團體ヨリ發行セラレルガ、工業者中1年ノ使用量1t未滿ノモノデ工業組合ニ加入シ居ラザルモノ其ノ他統制團體ヨリ漏レル部分ガ尙若干アルノデアアルカラ、之等ニ對シテハ主務官廳又ハ地方長官割當證明書ヲ發行スルノデアツテ、直接本省デ發行スルモノモアレバ地方長官ニ於テ發行スルモノモアル。又國及公共團體ノ事業ニ對シテモ鐵鋼使用量ノ割當ヲ行フノデアアルカラ、官廳又ハ公共團體デ直接鐵鋼材ヲ購入スル場合ハ、後述ノ如ク鐵鋼割當證明書ニ依ルコトヲ要シナイノデアアルガ、當該事業ヲ他人ニ請負ハシメタ場合ニ於テ其ノ請負人ガ鐵鋼材ヲ購入スルトキハ、當該官廳又ハ公共團體ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケナケレバナラナイ。

鐵鋼ノ製造業者及販賣業者ハ 鐵鋼ヲ使用スル者ニ對シテ鐵鋼割當證明書ト引換デナケレバ鐵鋼ヲ販賣スルコトヲ得ナイノデアアルカラ、製造業者ヨリ販賣業者ニ販賣スルトキ及販賣業者ヨリ更ニ販賣業者ニ販賣スルトキ、例ヘバ指定問屋ヨリ特約店ヘ卸ス場合ノ如キハ證明書ヲ要シナイノデアアリ、又 シャーリング 業者ハ販賣業者ト同様ニ取扱ハレテ居ルノデアアルカラ、製鐵業者ヨリ シャーリング 業者ニ供給スル場合ニモ割當證明書ヲ要シナイノデアアル。

上述ノ如ク鐵鋼ヲ使用スル者ハ鐵鋼ヲ購入スル場合ニ於テ官廳、公共團體、又ハ統制團體ノ何レカラカ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケナケレバナラヌコトヲ原則トスルノデアアルガ、本條ハ次ノ三場合ニ於テ例外的ニ證明書ヲ必要トシナイコトニシテ居ル。

(1) 御料品ニ付テハ説明スル迄モナイ處デアアル。官廳、公共團體ニ於テ直接購入スル場合モ割當證明書ヲ必要トシナイ。之ハ國及公共團體ノ需要ニ對シテモ夫々鐵鋼ノ割當ヲ行フノデアアルカラ、官廳又ハ市町村等ノ公共團體ハ自己ニ割當テラレタ範圍内ニ於テノミ鐵鋼ノ購入ヲ爲スコトナルノハ前述ノ通りデアアル。

(2) 製鐵事業者ニ對シテ製鐵用原料又ハ材料トシテ鐵鋼ノ販賣ヲ爲スコトキモ鐵鋼割當證明書ト引換デアアルコトヲ要シナイ。從ツ

テ、製鋼業者ガ製鋼原料タル銑鐵ヲ購入スル場合ヤ、厘延業者ガピレット、シートバー等ヲ購入スル場合等ニ於テハ鐵鋼割當證明書ヲ必要トシナイノdeal。蓋シ製鐵業者ニ於テハ鋼塊組合、各種共販組合モ成立シテ居リ、生産統制ガ充分ニ確保サレテ居ルノdealカラ其ノ必要ヲ認メナイノdeal。然シ之ハ製鐵用原料又ハ材料ニ關スル場合ニ限ルノdealカラ、製鐵業者ニ於テ製鐵工場建設ノ爲鋼材ヲ他ノ製鐵業者等ヨリ購入スル場合ハ當然割當證明書ヲ必要トスル。

(3) 第3項ハ天災事變其ノ他已ムヲ得ナイ事由ニ依ツテ、例ヘバ礦山ニ於テ爆發ガ起リ不意ニ鋼材ヲ必要トスルガ如キ、證明書ノ交付ヲ受ケル餘裕ノナイ場合ヲ豫想シテ、之ヲ救済センガ爲ノ規定deal。

第3條 前條ニ於テハ鐵鋼ノ製造業者及販賣業者ハ鐵鋼割當證明書ト引換デナケレバ鐵鋼ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ザル旨ヲ規定シタルdealガ、然ラバ鐵鋼ヲ使用スル事業ヲ營ム者即實需家ハ鐵鋼ヲ購入スル場合何處ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受クベキカ、之ヲ本條ニ於テ規定シタルdeal。

造船業、鐵道業、電氣事業、土木建築請負業、ガス事業等鐵鋼ヲ使用スル事業ヲ營ム者ハ其ノ事業ノ用ニ供スル鐵鋼ヲ購入セントスルトキハ當該事業ノ主務官廳、地方長官又ハ統制團體ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケナケレバナラナイ。

第3條ニ掲ゲラレテ居ル事業ハ何レモ鐵鋼ヲ使用スル事業トシテハ其ノ最タルモノデハアルガ、之ハ單ニ例示的ニ擧ゲタモノニ過ギナイノdeal。然シ之等ノ事業ニ付テハ前述シタ水道事業ヲ除キ夫々統制團體ガ存スルノdealカラ、之等ノ事業ヲ營ム者ハ、何レカ自己ノ屬スル統制團體ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケルコトニナルノdeal。例ヘバ造船業ニ付テハ造船聯合會、阪神造船協議會及關門造船協議會ノ三者ガ統制團體トシテ商工大臣ノ指定ヲ受ケテ居リ、造船業者ハ三者ノ中何レカノ團體ニ屬シテ居ルノdealカラ、夫々自己ノ屬スル團體ヨリ證明書ヲ貰ヘバヨイノdeal。若シ事情ニ依リ何レノ團體ニモ屬セザル造船業者ガ鋼割當證アリ、造船ニ必要ナル鐵鋼ヲ購入セントスル場合ハ、主務官廳タル逡信省ヨリ證明書ヲ發行シテ貰ハナケレバナラナイ。又水道業者1年ノ鐵鋼使用量1t未滿ノ工業者ニシテ未ダ工業組合ヲ組織シテ居ラザルモノ或ハ月々何トカノ鐵鋼ヲ使用スル火葬場經營者等ノ如キ特殊ナモノニ對シテハ、地方長官ガ割當證明書ヲ發行スル。又例ヘバ土木建築請負業ニ付テハ、日本土木建築請負業聯合會ガ統制團體トナツテキルノdealカラ、土木建築請負業者ガ鐵材ヲ購入スル場合ニハ、日本土木建築請負業聯合會ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケルコトヲ要スルノdeal(第1項本文)。然シ軍用ノ工作物ヲ築造スルニ必要ナル鐵鋼ヲ購入スル場合及陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ認定ヲ受ケテ一定ノ工場ガ軍需品ヲ製造スルニ必要ナル鐵鋼ヲ購入スル場合ニハ、當該事業ノ主務官廳、地方長官又ハ統制團體ノ割當證明書ヲ必要トシナイ(第1項但書)。

從テ例ヘバ土木建築請負業者ガ軍用建築物タラ兵舎ノ築造ヲ請負タ場合ニハ日本土木建築請負業聯合會ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケル必要ハナイノdealアリ、軍需品製造工場トシテ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ認定ヲ受ケタルモノガ軍需品ヲ製造スルニ付テハ、機械工業鐵鋼配給會又ハ工業組合ニ加入シテ之ヨリ鐵鋼割當證明書ヲ貰フ必要モナイノdeal。之ハ軍ノ機密ヲ確保セントスル趣旨ノモノdeal。然シ認定工場ニ付テモ軍需品ヲ製造スル爲ニ必

要ナル鐵鋼ノ購入ノ場合ニ限ルノdealカラ、軍需品ニ非ザル機械器具ノ製造ニ必要ナル鐵鋼購入ヲスルニ付テハ、機械工業鐵鋼配給會又ハ工業組合ニ加入シ、其ノ限度ニ於テ之ヨリ鐵鋼ノ割當ヲ受ケナケレバナラナイ。

第2項ハ官廳又ハ公共團體ノ工事ヲ請負ツタ場合及軍需品ノ注文ヲ受ケタ場合ヲ規定シタルモノデ、此ノ場合ニ於テハ原則トシテ2通ノ鐵鋼割當證明書ヲ必要トスルコトヲ明ニシテ居ル。前者ノ場合ニ付説明スレバ、例ヘバ東京市ヨリ鐵材使用量1,000tノ土木工事ヲ請負ツタ場合ニハ、請負業者「前項ノ鐵鋼證明書ノ外」即第1項ニ依リ日本土木建築請負業聯合會ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケナケレバナラヌノハ勿論、東京市ヨリモ1,000tニ付鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケナケレバナラナイ。即此ノ場合2通ノ證明書ヲ必要トスルノdeal。此ノ場合ハ請負業者ハ先ヅ東京市ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケタル後、其ノ副本又ハ寫ヲ添ヘテ日本土木建築請負業聯合會ニ鐵鋼割當證明書ノ交付ノ申請ヲ爲シ、同聯合會ヨリモ證明書ノ交付ヲ受ケルコトトナルノdeal。本則ニ於テ所謂鐵鋼割當證明書ト云フ言葉ハ二ツノ性質ヲ含ンデ居ルノデアツテ、一ツハ購入割當證明書タル性質デアリ、他ノ一ツハ需要割當證明書タル性質deal。前ノ例ニ付テ云ヘバ東京市ヨリ發行サレル鐵鋼割當證明書ハ東京市ニ1,000t割當テラントルコトヲ證明スル書面デアリ、日本建築請負業聯合會ヨリ發行サレル鐵鋼割當證明書ハ購入割當證明書deal。軍需品製造ノ注文ヲ受ケタル者ノ中ニハ勿論第1項但書ノ認定工場モ含マレルノdealガ、其ノ他ノ軍需品製造工場モ含マレルノdealカラ、機械工業鐵鋼配給會又ハ工業組合ノ如キ統制團體ニ屬スル軍需品製造工場ガ軍需品ノ注文ヲ受ケタル場合ニ付工業組合ヲ例ニトリ説明スレバ、工業組合員ハ自己ノ屬スル工業組合ヨリ割當ヲ受ケテ居ルノdealガ、軍需品ノ注文ヲ受ケタル場合ハ先ヅ軍當局ヨリ割當證明書ノ交付ヲ受ケナケレバナラヌノデアツテ、コノ場合ニ於テモ工業組合ノ割當證明書ト軍ノ割當證明書ト2通ヲ必要トスルノdeal。此ノ問題ハ軍需ノ割當ヲ如何ニスルカノ問題ニ關係スルノデアツテ、工業組合ニ於テハ民需ニ付テ割當ヲ行ヒ、軍需品ノ注文ヲ受ケル場合ハ陸海軍省ニ於テ軍需トシテ留保シテキル數量ノ中ヨリ軍需品製造ニ必要ナル鐵鋼ニ付割當證明書ヲ發行スルノdealカラ、工業組合員ハ工業組合ヨリノ割當ノ外ニ更ニ軍ヨリ割當ヲ受ケルコトニナル。即軍需ハ民需ニ對シテ謂ヘバ瘤付ニナルノdeal。然シ此ノ場合ニ於テモ工業組合員ハ自分ニ注文ヲ受ケタ軍需ニ付テハ、更ニ工業組合ヨリ第1項ノ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケネバナラヌ。此ノ場合ハ工業組合ハ、軍需ノ割當證明書ヲ有スル工業者ニ對シテハ形式的ニ割當證明書ヲ發行スルコトニナルノdealガ、之ニ依リ注文關係ガ漸次明白ニナリ、軍需ノ割當ガ多クニ多イ丈次期ニ於テ民需ノ割當ニ付考慮スルコトガ出來得ル様ニナルノdeal。例ヘバ工業組合ヨリ10ノ割當ヲ受ケタル工業組合員ガ軍需品ノ注文ヲ3受ケタル場合ニ於テハ、或程度民需ヲ減少シ之ヲ軍需品ニ轉換スルコトガ如何ニシテモ出來ナイ小工業者ノ方ハ振向ケルコトカ謂フコトニナルノdeal。

上述ノ如ク第2項ノ場合ニ於テハ原則トシテ2通ノ鐵鋼割當證明書ヲ必要トスルノdealガ、第1項但書ノ場合ニ於テ軍用工作物ノ築造用鐵鋼及軍需品工場ノ軍需品製造用鐵鋼ノ購入ニ付テハ、當該事業ノ主務官廳、地方長官又ハ統制團體ノ鐵鋼割當證明書ヲ必要トシナイノdealカラ、第2項ニ於テ前項ノ鐵鋼割當證明

ノ外 トアルモ此ノ場合ニハ第1項ノ割當證明書ヲ必要トシナイコト、即チ陸海軍カラ交付サレル鐵鋼割當證明書1枚デアルコトハ前述ノ通りデアル。

第4條 本條ハ前項第1項ニ依ツテ鐵鋼ノ割當ヲ受ケタ場合、其ノ鐵鋼ヲ使用スル工作物ノ築造又ハ之ヲ原材料トスル機械器具等ノ製造ヲ他人ニ請負ハシメタ場合、請負人ガ鐵鋼ヲ購入スルニ付テハ、注文者ハ請負人ニ對シ鐵鋼割當證明書ヲ交付シナケレバナラス旨ヲ規定シタモノデアル。

鐵道業、電氣事業、ガス事業、石油鑛業、鑛業、製鐵事業ノ部門ニ於テハ、夫々其統制團體ニ於テ土木建築ノ需要ノ割當ヲ爲スコトニナツテキル。從テ例ヘバ鑛業ノ部門ニ於テ、其ノ統制團體ヨリ土木工事ニ使用スベキ鐵鋼トシテ一定量ノ割當ヲ受ケタ鑛業權者ガ、自ラ此ノ工事ヲ執行セズシテ他人ニ請負ハシメ、然モ其ノ請負人ガ材料持ノ場合ニハ、鑛業權者ハ自分ノ統制團體ヨリ交付サレタ鐵鋼割當證明書ヲ請負人ニ交付シナケレバ請負人ハ鐵鋼ヲ購入シ得ナイノデアル。勿論請負人ハ前條第1項ノ規定ニ依リテ、當然自分ノ屬シテ居ル統制團體タル日本土木建築請負業聯合會ヨリ、鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケナケレバナラス。從テ此ノ場合ニハ2通ノ鐵鋼割當證明書ヲ必要トスルモノデアル。之ハ土木建築部門ノ需要ガ特殊ノ性質ヲ有シテ居リ、他ノ各消費部門ノ需要ト異リ、謂ハバ自分ノ固有ノ需要ヲ有セズ、他ノ各部門ノ土木建築ガ集合シテ土木建築部門ノ需要ヲ構成シテ居リ、鐵道、電氣、ガス、鑛業等ノ部門ノ土木建築ニ付テハ、其ノ性質上夫々ノ統制團體ニ於テ充分需要ヲ檢討シ、割當ヲ行フコトガ適當デアルカラデアル。

從テ此等ノ部門ノ土木建築ノ需要ハ、其ノ統制團體ト土木建築部門ノ統制團體トニ對シテ、形式的ニハ二重ニ割當テラレテ居ル譯デアル。

又石油業者ニ對スル貯油タンクノ製造ニ必要ナル鐵鋼ノ割當ノ如キモ本條ニ該當スルノデアル。石油業鐵鋼配給統制協議會ニ於テ石油タンクノ製造ニ必要ナル鐵鋼ノ割當ヲ爲スノデアルガ、實際ニ之ヲ製造スルノハ石油精製業者又ハ石油輸入業者デナクシテ、例ヘバ新潟鐵工所ノ如ク、他ノ機械鐵工業者ガ之ヲ請負ツテ爲スノデアル。從ツテ新潟鐵工所ガ石油タンク用鋼板等ヲ購入スルニ付テハ、石油業者ガ石油業鐵鋼配給統制協議會ヨリ交付サレタ鐵鋼割當證明書ヲ更ニ交付シテ貰ハネバナラス。第二項ハ將來機械類等ノ製造ニ必要ナル鐵鋼ノ割當ヲ爲ス場合ヲ豫想シテ規定セラレタモノデアル。鑛業者ガ機械業者ニ鑛山用機械ノ製造ヲ請負ハシメタ場合ハ、勿論造品ノ製造若ハ加工ヲ他人ニ請負ハシメタル場合ニ該當スルノデアルガ、現在鑛業ノ部門ニ於テハ機械ノ製造ニ必要ナル鐵鋼ノ割當ヲ行ハナイノデアルカラ本條ノ適用ハナイノデアル、其ノ他ノ部門ニ對シテモ現在機械ノ換算需要ハ割當ツテ居ラナイノデアル。將來鑛業、電氣、造船等ノ部門ニ於テ夫々機械ノ製造ニ必要ナル鐵鋼ノ割當ヲ行フニ至レバ、本條ガ適用サレルコトナル、斯ル段階ニ於テハ、既ニ鐵鋼ノ配給統制ヲ通ジテ製品ノ統制ニ入テ居ル譯デアル。

尙注文者ハ請負契約ノ要旨即契約ノ年月日、工作物又ハ機械ノ種類使用スベキ鐵鋼ノ種類別數量、完成ノ年月日等ヲ記載シタル書面下、鐵鋼割當證明書ヲ寫シテ自分ノ屬スル統制團體ト、請負人ノ屬スル統制團體ト兩者ニ提出セネバナラス、蓋シ割當テラレタル鐵鋼ヲ使用スベキ工作物、又ハ製品ガ如何ナル者ニ請負ハサレルニ至リタルヤ、否ヤ、或ハ直營工事ノ豫定ナリシモノガ請負ニ付

セラレニ至リタルコト等ヲ自分ノ屬スル統制團體ニ知ラシメルト共ニ、請負業者ガ如何ナル數量ノ範圍デ如何ナルモノヲ請負ツタカ、之ヲ請負人ノ屬スル統制團體ニ知ラシメ、之ニ依テ兩者ノ團體ノ交渉ニ資セシメントスルモノデアル。

第5條 本條ハ土木建築ヲ爲サントスル築造主ガ、之ニ必要ナル鐵鋼ヲ自ラ購入スル場合ノ規定デアル。

即チ此ノ場合ニ於テハ土木建築請負業者ノ統制團體、即チ日本土木建築請負業聯合會ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケナケレバナラス。土木建築用ノ鐵鋼ニ付テハ、前條ニ於テモ説明シタ通り、鐵道、ガス事業、石油鑛業、鑛業、電氣事業等ノ部門ニ於テハ其ノ統制團體ニ於テ夫々割當ヲ爲スノデアルガ、工業組合ニ對シテハ今ノ處土木建築用ノ鐵鋼ノ割當テズ、又化學工業ノ如ク全然特別ノ統制團體ナク、從テ割當モ亦全然之ヲ爲サザル部門モアルノデアル、本條ハ敍上ノ3ツノ場合トトモニ適用ガアリ、統制團體ニ於テ土木建築用ノ鐵鋼ノ割當ヲ爲ス部門ニ對シテモ、同様ニ適用ガアルノデアツテ、本條ハ第3條第1項ノ鐵鋼割當證明書ノ外トシテ統制團體ニ於テ土木建築用ノ鐵鋼ノ割當ヲ爲シタル場合ニ於テモ、土木建築請負業者ノ統制團體ヨリ割當證明書ノ交付ヲ受ケルコトヲ要スル旨ヲ明ニシテ居ル、之ハ土木建築用トシテ割當テラレタル鐵鋼ガ果シテ其レ丈必要ナリヤ否ヤ土木建築業ノ専門家ニ一應檢討セシムル爲デアル。

第3條第1項ニ於テ、土木建築用ノ鐵鋼ノ割當ヲ爲サザル部門ニ於テハ、當然第3條第1項ノ鐵鋼割當證明書ハ之ヲ必要トシナイ、從テ化學工場ノ建築ニ付テ其ノ材料鋼材ヲ購入セントスル場合ニハ、日本土木建築請負業聯合會ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケレバヨイコトニナルワケデアル、然シ土木建築用ノ鐵鋼ノ割當ヲ爲ス部門ニ於テ、統制團體ヨリ其ノ割當ヲ受ケタ者ガ、自ラ土木建築工事ヲ執行スル場合、即チ自ラトハ、直營ヲ意味スルノデアツテ、此ノ場合ニハ更ニ土木建築請負業者ノ統制團體ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケル必要ハナイノデアル、例ヘバ三菱鑛業株式會社ガ、東京地方鑛山配給統制協議會ヨリ金鑛製鍊場建築用ノ鐵材トシテ500tノ割當ヲ受ケタ場合、之ヲ錢高組ニ請負ハシメタ場合、材料支給スル爲ニ三菱鑛業株式會社ガ鐵材ヲ購入スルニ付テハ、更ニ日本土木建築請負業聯合會ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケナケレバナラナイノデアルガ、三菱鑛業株式會社ガ500tノ範圍内デ鑛夫ヲ使用シテ工事ヲ直營スル場合ニハ、日本土木建築請負業聯合會ヨリ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケル必要ハナイ、斯ル場合ニハ既ニ充分ナル土木建築ニ付テノ技術者モアルノデアルカラ、不必要ナル鐵材ノ使用ヲ防止スル意味ヨリ、更ニ土木建築請負業者ノ統制團體ヲ通ス必要ハナイカラデアル、只此ノ場合ニハ使用サルベキ鐵鋼ノ數量ヲチェックサセル爲、其ノ鐵鋼ノ數量ヲ日本土木建築請負業聯合會ニ通知スルコトニシテ居ル、即チ土木建築ニ付テハ材料工事共ニ請負業者ニ請負ハシムル場合、材料支給ヲ爲シ工事ノミヲ請負ハシムル場合、及請負人トハ、全然關係ナク工事ヲ直營スル場合ノ3ツノ場合ガ考ヘラレルノデアルガ、統制團體ニ於テ、土木建築用鐵鋼ノ割當ヲ爲シ、材料工事共ニ請負ニ附シタル場合ガ第4條ニ該當スルノデアリ、材料支給ヲ爲シ工事ノミヲ請負ハシムル場合、及工事直營ノ場合ノ措置ヲ本條ニ規定シテ居ルノデアル。

本條但書ニ於テ「統制團體ニ屬スル者」ノ中ヨリ土木建築請負業者ヲ除イタノハ、土木建築請負業者ガ築造主ナル場合、日本土木建築請負業聯合會ヨリ建築割當證明書ノ交付ヲ受ケル必要ガナイ

如ク解釋サレル虞ヲ防イダモノノ過ギナイ。

第6條 土木建築請負業者又ハ機械器具製造業者ガ、第3條第項2ニ依テ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケタル場合、又ハ第4條ノ規定ニ依リ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケタル場合ニハ、第3條第1項ノ證明書ニ之ヲ添附シテ、2通ノ證明書ヲ鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者ニ提出シテ、之ト引換ニ鐵鋼ノ購入ヲ爲サナケレバナラヌ、例ヘバ、第3條第2項ノ場合トシテハ工業組合員ガ軍ヨリ軍需品ノ注文ヲ受ケタル場合ニハ軍ヨリ發行サレル鐵鋼割當證明書ト工業組合ヨリ發行サレル鐵鋼割當證明書ノ、2通ヲ提出シナケレバナラナイノデアリ、第4條ノ場合トシテハ、例ヘバ、三菱鐵業株式會社ガ、東京地方鐵山配給統制協議會ヨリ土木建築用ノ鐵鋼ノ割當ヲ受ケタル場合、其ノ鐵鋼ヲ使用スベキ土木工事又ハ建築物ノ築造工事ヲ他人ニ請負ハシメタルトキハ、請負人ハ三菱鐵山株式會社ヨリ交付サレル鐵鋼割當證明書ト、自分ノ統制團體タル日本土木建築請負業聯合會ヨリ發行サレル鐵鋼割當證明書2通ヲ、製造業者又ハ販賣業者ニ提出シナケレバナラヌ、蓋シ之ニ依テ製造業者又ハ販賣業者ニ如何ナル部門ノ需要トシテ割當テラレタル鐵鋼ヨリ賄ハルベキカヲ知ラシメ、以テ優先配給ヲ行ハシメ得ルニ至ルカラデアル。

第7條 本條ハ鐵鋼割當證明書發行ノ限度ヲ規定シタモノデアツテ、第2條ノ規定ニ依リ商工大臣ヨリ指定サレタ統制團體ハ商工大臣ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ鐵鋼割當證明書ヲ發行スルコトヲ要スルモノトシテ居ルノデアル、鐵鋼統制協議會ニ於テ、各消費部門ニ對スル配給數量ヲ決定スルノデアルガ、一部門ニ統制團體2以上アル場合ニ於テハ、更ニ之ヲ各統制團體ニ割當テ、各統制團體ハ更ニ之ヲ所屬業者ニ割當テラレタルノデアル、此ノ場合各統制團體ハ自己ニ割當テラレタル數量ノ範圍内ニ於テノミ所屬業者ニ鐵鋼割當證明書ヲ發行シ得ルノデアツテ 商工大臣ノ定ムル數量ノ限度内トハ之ヲ意味スルノデアル。

公共團體ニ對スル需要ノ割當ニ付テモ同様ニ鐵鋼統制協議會ニ於テ之ヲ爲スノデアツテ、公共團體全部ノ需要トシテ割當テラレタル鐵鋼ハ、更ニ之ヲ各府縣別ニ割當テ各府縣ニ於テハ地方長官ガ、市町村等ニ割當ヲ爲スノデアル、從テ例ヘバ東京府管下公共團體ノ分トシテ 3,000 tノ割當ヲ受ケ、此ノ中ヨリ 1,000 t 東京市ニ割當ヲ受ケタルトスレバ、東京市ハ此ノ範圍ニ於テノミ鐵鋼ヲ購入シ、又ハ鐵鋼割當證明書ヲ發行スルコトガ出來ルノデアル、東京市ガ直接鐵材ノ購入ヲ爲ス場合ハ、鐵鋼割當證明書ヲ要セザルモ此ノ限度ニ於テノミ購入ヲ爲スコトヲ要シ、請負ニ對スル場合ニ於テハ此ノ限度ニ於テノミ鐵鋼割當證明書ヲ發行シ得ルノデアル、前ニモ述ベタ通り、市町村等ニ於テ直接購入スル場合ニハ、本則ニ所謂鐵鋼割當證明書ヲ必要トシナイ。

鐵道業、電氣事業及ガス事業ノ部門ニ於テハ、特別ニ統制團體ガ結成サレテ統制ヲトツテ居ルノデアルカラ、公共團體モ夫々當該部門ノ統制團體ニ加入シ、其ノ統制團體ヨリ割當ヲ受ケルノデアル、從テ 地方長官ノ定ムル數量ノ實質的ニハ其ノ統制團體ヨリ割當ヲ受ケタル數量ガ其ノ限度内トナツテ來ルノデアル。

第8條 本條ハ需要者ノ賣買ヲ禁止セントスル趣旨ノモノデアル、鐵鋼割當證明書ト引換ニ購入シタル、鐵鋼ハ之ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得ナイ、讓渡ノ中ニハ機械業者ガ下請業者ニ材料ヲ支給スル場合ノ如キハ包含セラレナイ鐵鋼ノ需要激増ト切符制度ニ依テ、自由ニ購入シ得ザルニ至ルヲ以テ、自分ノ眞ノ消費數量ヨリ餘分ノ割當ヲ受ケ、之ヲ高價ニ販賣スル等ノ行爲ヲ防止セシメガ爲

デアル、然シ特別ノ事情ニ依テ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニハ、讓渡シ得ルノデアツテ例ヘバ鐵鋼ノ割當ヲ受ケ、現ニ之ヲ購入シタルノデアルガ何等カノ理由ニ依リ之ヲ使用セザルニ至リ、手持ノアル場合、軍需品製造工場ニシテ鐵材不足ノモノアルトキハ、商工大臣ノ許可ヲ受ケテ之ヲ讓渡シ得ル。

尙本條ニ於テハ鐵鋼割當證明書ヲ讓渡ニ付テハ規定セザルモ、之ハ本則ニ所謂鐵鋼割當證明書ニ付テハ讓渡ノ觀念ハ認メラレナイカラデアル、鐵鋼割當證明書ハ其ノ性質上當然融通シ得ナイノデアツテ、所謂 割當ヲ讓渡スル 必要アル場合ニ於テハ、割當ヲ一度統制團體ニ返上シ更ニ之ヲ他ノ者ニ割當テラレタルコトヲ必要トスルノデアル。

第9條 本條ハ鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者ガ鐵鋼ト引換ニ得タル鐵鋼割當證明書ヲ回收セントスル規定デアル。

製鐵事業者又ハ販賣業者ハ鐵鋼割當證明書ヲ 引換後遲滯ナク商工大臣ノ指定シタル者、又ハ團體ニ提出シナケレバナラヌ、之ニ依テ鐵鋼割當證明書ニ關スル各種ノ不正行爲ヲ防グト共ニ、割當テラレタル鐵鋼ガ實際如何ナル數量、如何ナル需要者ニ配給セラレルニ至タカヲ知ラシメガ爲デアル。

商工大臣ノ指定シタル者又ハ團體トハ、普通銑鐵ニ付テハ日本製鐵株式會社、普通壓延鋼材ニ付テハ日本鋼材聯合會デアル、然シ銑鐵ニ關シテハ近ク本邦銑、滿洲銑及外國銑ノ一元的販賣機關タル日滿鐵鋼販賣株式會社ガ設立セラレル運ビニナツテキルカラ、同社設立ノ曉ニハ日本製鐵株式會社ニ代リ、日滿鐵鋼販賣株式會社ガ指定サレルコト、ナラウ、從テ銑鐵ノ製造業者又ハ販賣業者ハ差當リ鐵鋼割當證明書ヲ日本製鐵株式會社ヲ經由シテ、商工大臣ニ提出シナケレバナラナイ、勿論日本製鐵株式會社ノ製造ニ係ル銑鐵デアルト否トハ問ハナイノデアル。

第10條 本條ハ販賣業者ニ對シ一定ノ帳簿ヲ備付セシメントスルモノデアル、販賣業者ニ對シスル購入販賣ニ關スル詳細ナル帳簿ヲ備ヘシメルコトニ依リ、販賣業者ノ賣情等ノ不正行爲ヲ防止シ得ルト共ニ、販賣業者ガ不當ナル非難ヲ蒙ルコト等ヲ防グ得ルノデアル。

本條ハ製鐵事業者ニ對シテ義務ヲ負擔セシメテ居ナイノデアルガ、製鐵事業者ニ對シテハ特別統制法タル製鐵事業法ガ適用サレルノデアルカラ、斯ル必要ハナイノデアル。

第11條 本條ハ販賣業者ニ對スル監督規定デアル。

前條ト同様ニ製鐵事業者ニ對シテハ製鐵事業法ニ依リ監督シ得ルカラ、其ノ必要ガナイ譯デアル、業務監督ニ關シテハ本則ノ本法タル 輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律 中、第3條ニ規定ガ設ケラレテ居ルノデアルカラ、本則ニ掲ゲザルモ當然之ヲ爲シ得ルノデアルガ、本條ハ特ニ注意ノ爲規定セラレタモノデアツテ宣言的規定ニ過ギナイ。

第12條 鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者ハ鐵鋼割當證明書ト引換ニ鐵鋼ヲ販賣シタル場合ニハ遲滯ナク鐵鋼 (1) 販賣先、(2) 種類別數量及價格、(3) 引渡ノ年月日ヲ其ノ鐵鋼割當證明書ヲ發行シタル官廳、公共團體又ハ統制團體ニ報告セシメバナラヌ、之ハ鐵鋼割當證明書ヲ發行シタル者ニ、現實ニ如何ナル數量ガ受入レラレ不渡ノ部分ガ幾何殘存スルヤヲ知ラシムルノ爲デアル。

本則ト罰則トノ關係。

本則ハ昭和 12 年法律第 92 號即 輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律 第2條及第3條ニ依リ制定セラレタモノデアルカラ、本則ニ違反シタル場合ニハ同法第5條及第6條ノ罰則ガ適用

サレル。

(商工省鑛山局鐵鋼課長記述)

昭和12年世界鐵鋼業概況(其の3)

(日本製鐵參考資料第5號より抜萃)

ホ 中歐諸國(前年に引續き好況)

中歐諸國の製鋼業は國に依て其伸長の程度に相違はあるも昨1937年に於ては一般的に好況であつたと云へる、尤も其の發達は生産數量に於て著しく、利益の點はこれに伴はなかつた。

チエコスロバキヤ：—チエコスロバキヤの製鋼所は著しく生産高を増大し現在に於ても殆ど全能力の作業を行て居る。最初9ヶ月間の粗鋼生産高は1,705,765tに達し、年産額にして、2,275,000tに相當する。これを1936年のそれに比較すれば42%の増加で、1929年の記録數字2,145,350tを凌駕し空前の新レコードである。鋼材の國內向及輸出向販賣高の割合は前年と殆ど變りなく輸出高は全販賣高の18%であつた。昨年は主として國內需要の擴充に考慮を拂はねばならぬ事情に在る爲輸出貿易の振興は不可能であつた。世界市場の價格が一般にチエコスロバキヤの國內價格よりも昂騰した事情に鑑み、輸出貿易に對し國內製造業者に與へられて居たプレミアムは殆ど廢止された。此の所謂間接輸出に對する引渡高は總高の約8%に達した。チエコスロバキヤに於る販賣數量の増加は兵器用材の引渡高に依るものは極めて少なく大體に於て國內市場の活況に基づくもので、これは失業者の激減に依て證據立てられる。

チエコスロバキヤは壓延鋼材の生産高に於てもレコードを作たのみならず其の價格の安定に對しても世界的記録を樹立した。即ち1931年11月以來、好況期間に於ては5%の賃銀値上を見たにも拘らず、不況好況の兩期を通じ價格に變動を見せなかつた。尤も銑鐵の價格は、世界のレベルに比し遙かに低準であつた爲め、1936年から引上げられた。

對露鋼材販賣を處理する爲め、チエコスロバキヤの銀行其他の商社を通じて、ソ聯に與へられたクレジットは全く廢止され、更新されなかつた。對露貿易はごく僅かで、殆ど中絶の形となつた。

生産高の激増は鐵鑛石の輸入増加を伴ひ、瑞典からの供給最も多く、此の外境地利、ユーゴスラビヤ、ロシア、ブルガリア等からも幾らか輸入された。

チエコスロバキヤは、イルマ(國際レール製造業者組合)に境地利と一單位となつて加入して居るがこれに關しては何等の異狀を見せなかつた。一方國際鋼カルテルに對しては從來單に、ブレード及ミデイアムゲージの販賣にのみ關與して居るが現在では半製品を除き棒鋼フープ、バンド、黑板及亜鉛鍍板構造用鋼等一切の販賣に就て加入して居る。又境、匈、波蘭と共に國際屑鐵カルテルにも加入して居る。

境地利：—1937年に於る境地利の粗鋼生産高は、中歐諸國中最も増加し、前年に比し48%の激増を示した。昨年上半期の生産高は前年同期の210,000tに比し309,600tに増大した。

匈牙利：—ハンガリーの粗鋼生産高の増加は比較的少く、増加率は僅かに85%で、昨年上半期の生産高は前年同期の276,500tに對し300,000t強であつた。ハンガリーはイルマの會員である。又國際鋼カルテルではハンガリーの加入方に就き商議が進められて居るがまだ何等の結着を見ない。昨年中、境匈兩國の鐵鋼價格には變化はなかつた。

波蘭：—昨年に於るポーランドの粗鋼生産高は前年に比し19%を増加し、上半期の生産高は前年同期の570,500tに對し677,000t

であつた。1934年の不況時に於て政府は鋼價の引下を行はしめたが、昨年中價格は以前のレベルに復歸した。尙製鋼高は原料の入手に困難がなかつたならば、一層の増加を示したものと見られる。世界市場に於ける原料不足と、充分なる外國貨幣の入手困難とは相俟て、鐵鑛石並に屑鐵の購入を妨げたのであつた。

ソヴェエツトロシア：—ロシアの製鋼業は製鋼高では前年に引き續き進歩を示した。昨年の粗鋼生産高は前年に比し少くとも1,000,000tを増加したと見られるが然し計畫生産t數約20,000,000tには可なりの距離があるのであらう。銑鐵に關しても同様でその生産高は前年よりも幾らか多い位のものである。昨年中ロシアの鐵鋼市場に就て、一言して置かねばならぬことは、輸出貿易就中銑鐵の輸出が激減したことである、ロシアは1936年には銑鐵の輸出に於ては世界第一位を占めたのであつたが、昨年は其地位から顛落した。

尙参考の爲め1935~36年に於るロシアの熔鑛爐別生産状態を示せば次の通りである、(Iron & Coal Trades Rev. Jan. 14, 1938)

工場名	熔鑛爐數	日産高平均(t)	
		1935年	1936年
Djerkinsky	{7	743	906
	{8	Blown-in	in 1937
Azovstol	{1	774	862
	{2	788	853
Zaporozhe	{1	872	960
	{2	904	950
Krivoi-Rog	{1	802	762
	{2	640	940
Voroshilov	{1	750	823
	{2	774	870
Lipetsk	{1	594	663
	{2	535	685
Tula	{1	518	570
	{2	—	599

ヘ. 伊太利(自給自足への努力)

1937年最初の10ヶ月間に於ける伊太利の製鋼高は前年同期のそれに比し多少の上向き傾向を示したとは云へ別に顯著な増加とは云へない、即ち前年の1,717,074tに對し1,785,870tであつた。昨年初頭の展望は前年よりも活氣薄に見られて居るが、鋼材需要の増大に伴ひ製鋼高は1月の159,256tから7月には196,956tと著増した、其後の月の生産高は各方面に於ける消費制限の結果減少し1937年同年の鐵鋼生産高は前年のそれに比し大した増加とはならぬであらう。

銑鐵に關する事情は全然違つた傾向に在る、國內鑛物資源の合理的開發に依て、生産高の増加に絶大の努力が集中された、1936~37の冬季に起る電力の大不足は銑鐵の生産を著しく減じ1937年第一、四半期の生産高は前年同期のそれに比し可なりの差を生じた。其の後Servolaに新コークス熔鑛爐が建設されたのと、電氣爐に依る生産状態の好調とに依り生産高は著しく恢復した。昨年最初10ヶ月間の生産高は前年同期のそれと殆ど同じであるが全年の數字は1936年の數量よりも大であると見られてゐる。合金鐵の生産事情も同じ傾向に在る、

鋼價は原料費の値上りと生産費の一般的増大とに依て、1937年1月から漸騰を續けた、例へば棒鋼は年頭に於てはt當り910リラであつたが、1月26日に100リラ、次で3月28日に195リラの引上を見るに至り爲めに本稿起草當時の相場はt當り1,205リラとなつた。

伊太利の共同機關である機械及冶金工業協會に於ては1937年7月伊太利製鋼業の事情に就て慎重な研究調査を遂行したが特に經濟的獨立の立場から検討が行はれた、又原料購入に要する正貨の海外

流出を最少限度に喰ひ止むるの必要から見た製鋼問題が特に検討された。

伊太利の製鋼業は主として屑鐵の再生を基礎とする諸工場から成り立て居る。國內鑛石又は硫酸滓に依て作業する諸會社の生産高はごく僅で全國製鋼高合計の 10 乃至 15 位に過ぎない。これ即ち伊太利製鋼業の特徴の一であつて、その規模が他國の斯業に比べ比較的少なるに拘らず世界市場に於ける屑鐵の輸入に於て顯著な地位を占むる所以である。伊太利は過去 10 年間に於て年平均 700,000 噸の屑鐵を輸入して居る。

前記の協會は斯業の計畫立て直しを決定するに際し、次の 2 原則を樹立した。

1. 出来る限り國內鑛石資源を開發すること。
2. 次の(イ)(ロ)の要求に即應し萬遺漏なき準備に依て原料に不足を生ぜしめざること。

(イ) 原料の準備を最も安全にし、戦時に於てさへ中斷なき事を期すること。

(ロ) 正貨の海外流出を最少ならしむること。

國內鑛石の供給 伊太利諸鑛山の供給可能性を調査した結果今後數年内には革新計畫の見積る所要高の約半分に達する鑛石を採掘することが出来る。この量は最近年間に於ける採掘高の 250% に相當するが尙目下諸會社に依て計畫中の大規模の採鑛が積極的に進められ有利の結果を得るとすれば更に増加するであらう。

伊太利の所要高を滿たすに必要な粗鋼の最低數量は年約 2500,000 噸であるが、これに要する原料の不足が 700,000 噸乃至 800,000 噸に達する。而して過去 10 年間の市價を基礎として、外國爲替の支拂の點から見て調査した結果、屑鐵を輸入して此不足を補ふよりも、鑛石、石炭及コークスを輸入して補給する方が著しく有利であることが判た。一方屑鐵の貿易は、各國共殆どこれを統制して居る爲め、不安、不確定の事情に在る、故に前記の協會に於ては、國防と經濟の基幹を成す斯業を従來の如き屑鐵依存から離脱せしむる方針を取た。然し屑鐵の輸入を禁止した譯ではなく、製鋼業に對し屑鐵と鑛石との選擇に就て或る程度の弾力性を與ふることとしたのである。此の方針に副ふ爲め、鑛石から着手する一貫作業工場の生産高を總計の約 50% に増大せしむることとした、これが爲め、伊太利の銑鐵生産高は著しく増加されねばならぬこととなり従て工場も擴張又は新設されることにならう。此の必要は、伊太利の現存熔鑛爐が今後増加せんとする國內生産鑛石を充分利用し得ざる事情に在る爲め、一部に於ては疾く認められて居たことである。

政府援助の新會社 主として政府に依て管理されて居る次の 2 會社即ち Ilva-Alti e Acciaierie d' Italia (以下 Ilva と略稱) 及 Societa Italiana Acciaierie di Cornigliano (以下 S. I. A. C と略稱) は懸案計畫を實行に移すこととなつた。Ilva 社は唯一の一貫作業を成す最も重要な伊太利製鋼會社であつて、熔鑛爐の新設製鋼工場及骸炭爐の近代化等に依り生産能力を増加する筈であるが、其の新設擴張が完成する曉(恐らく 1940 年迄には竣工)には同社は海岸に位置する 3 つの一貫作業工場を有することにならう、従て一切の原料を準備する上に最適の位置を占め粗鋼生産能力は年合計 800,000 噸乃至 900,000 噸と見られてゐる。

一方 S. I. A. C 社は國防品の生産を主とするものであつて、伊太利主要港ゼノヴァの最寄りに、骸炭爐、熔鑛爐、平爐、壓延工場及一切の附屬工場を新設することになつて居る。新工場の生産は最初の間はブルームのみを作ることにならう。これは、同社の現存壓

延工場と同地方に在る他の壓延工場とに於て此の種半製品の壓延が既に保證されて居るからである。S. I. A. C 社工場に就て特筆すべきことは、新に鹽基性轉爐鋼を生産せんとすることであつて、伊太利で此の種の鋼が生産されるのは初めてである。

此 2 會社の外特記に値する會社はミランの Acciaierie e Ferriere Lombarde Falck 社で、本社に於ては電氣爐に依る銑鐵の生産設備を擴大することになつて居るが、これに依て伊太利は電氣爐銑の生産國としては第 1 位を占むるであらう。尙デリメタル・トレード紙 1938 年 1 月 28 日の紙上に持つ國と持たざる國の製鋼高の比率圖を掲げて居るが、持たざる國の昨年製の製鋼高は、貧鑛石の處理、熔鑛爐の増設等にあらゆる努力を傾注せるにも拘らず世界製鋼高合計に對し前年の 20.6% から 19.5% に減少した。(1913 年の比率は 26.21% で、持たざる國とは、日、獨、伊を指せり)

3. 北米合衆國

(ストライキ、洪水其他多くの障壁に當面せるにも拘らず製鋼高に於ては近年のレコードを樹立した。)

合衆國昨年の製鋼高は若し斯業の内外に起れる幾多の障壁がなかつたとしたならば恐らく 1929 年の記録を突破して空前の新記録を樹立したことと思はれる程で 1929 年と 28 年のそれに僅か一步を譲るのみである。

昨 1937 年に於る斯業の事情を見るに、鋼は王者か然らずば貧者である、と喝破せるアンドリュウ・カーネギー氏の言が思ひ出される。昨年最初の 6、7 ヶ月間は所謂王座を占め、其後例年の如く夏枯れに陥た、労働休日(普通 9 月の第 1 月曜)後には各方面の事情に徴し恐らく 1929 年のレコードを破るかとも思はれる活氣の再來が期待されて居たが然し豫期に反し事態は益々悪化するばかりで、終に年末迄 4 ヶ月間所謂貧者期間を續けたのである。

1933 年は殆ど全年を通じ取引の活況を呈し、1937 に入つても尙此の傾向を持續せる結果生活高は着々増加し 4 月の製鋼作業率は 90.5% と云ふ高點に達し其後 8 月迄 80% 以上の高率を保持した。9 月の作業率も尙良好で 80% を僅に下る程度であつて、工場は買氣薄の中に在つても尙手持注文で作業を繼續することが出来た。9 月以降年末迄生産高は急降下し、作業率は 9 月 18 日の 80% から 12 月には約 30% に低落した。これは約 10 週間内に 50 ポイント方の轉落であるがこれと殆ど同じ急落を示したのは、1934 年の作業率で即ち 6 月の 62% から 8 月には 20% に降下し、約 10 週間内に 42 ポイントを失た。

昨年上半期中に於ては注文殺到の景況に在た爲め、少しも不況襲來の危懼に驅られるやうなことがなく又 9 月迄の鋼塊生産高は 1929 年同期のそれに比し僅に 2% 少かつたのみであつた爲め全年の數字が新記録を樹立するであらうことは殆ど確定的と見られて居た、何故かと云へば 1929 年の第 4、4 半期に於る生産高が異常の急減を示したからである。

然しながら自動車工業に於る新型車用鋼材の購入高は豫期に反して少く又其他の消費工業に於ては、年初の數ヶ月間に貯へたる餘剩ストックの鋼材で作業を行たが爲め、取引激減し、昨年最後の 4 半期製鋼高は消費高よりも遙かに少なかつた。

昨年上半期中に於ては諸種の障壁が起つて正常の生産を妨げた。恐らくこれが爲め消費者側に於ては必要とする鋼材供給の確保を目指して、買溜めの舉に出たものと思はれる。オハイヨ河は 1 月と 5 月に 2 回氾濫しこれが爲め流域工場の生産高は激減した。又 1 月と 2 月には自動車工業にストライキが起り鋼材の引渡しを阻止し、

尙 5 月には中西部の主要獨立製鋼會社にストライキが突發し生産は數週間に亙て中絶した。

1936 年から持ち越された年初の取引活況に依て、製鋼工場には 2 月初め迄夥しい手持注文が累積しこれに依て第 1, 4 半期と第 2, 4 半期間は悠々各種の鋼材を販賣することが出来た。取引は價格値上の氣配が見られて居たが 2 月半頃までは引渡し當時の價格を基礎として行はれて居た。3 月 1 日現在の手持注文高は 4, 5, 6 月迄の引渡に充分であつた。豫期された價格の値上は 3 月 1 日に於て、6 月 30 日迄の引渡品に對し實現された。半製品は t 當り 3 弗スケルブは t 當り 8 弗、形鋼及鋼板は 4 弗、棒鋼は 5 弗、薄板は 5 弗乃至 8 弗の引上を見たが亜鉛鍍板は亜鉛の値上に依て一層高率の引上が行はれた。其後上記の價格は第 3 及最終 4 半期と 1938 年の第 1, 4 半期に對しても其儘實施する旨の聲明がなされた。

半年以上強氣を持續せる賣手の市場 價格の引上も横溢せる買氣を抑止することは出来なかつた。そして 3 月末頃には賣手の市場は益々活氣を呈し注文は嚴密に考査し單に消費者の平常の需要高に準じて受註することとし投機買を極力排除することに努力した。當に既に引渡しは非常に遅れ、或種の薄板の場合に於ては少くとも 22 週間に遅れる事情に在た。其後此の事情は、CIO (産業別労働組合 - Committee of Industrial Organisation) ストライキに依る生産の停頓に依て一層悪化した。労働休業日迄の工場の手持注文は非常に多く、引渡しも遅れ勝ちであつた。是等の手持注文が無くなる以前に秋季の買入注文が必至と見られ、工場側に於ても又消費者側に於ても第 4, 4 半期は相當の賑ひを見せるだらうと期待して居た。然るに此期待は全然裏切られ實に急激な取引の消失を呈したことは製鋼史上稀に見る現象の一であつた。第 4, 4 半期の初め頃消費者側の手持品は豫想以上に多く彼等はストック低減政策を一般に採用した爲め、工場向けの注文減じ従て生産減を招いたのであつた。

鋼塊、銑鐵、屑鐵及鑛石

鋼塊：— 昨年の鋼塊生産高は 12 月の分を見積で、49,620,000 英 t に達した。因に 1929 年は 54,312,279 t 、1928 年は 49,865,185 t であつて、即ち昨年の製鋼高は前述の通り製鋼史上第 3 位となつて居るが 1935 年の 46,897,780 t に比すれば著しい増加である。

銑鐵：— 一方銑鐵の生産高はこれも 12 月の分を見積で、ヨークス銑のみで 36,705,000 英 t に達した。これに、木炭銑と電氣爐で作られる合金鐵を加へれば合計 37,080,000 t に達する。これを 1936 年の 30,682,704 t (ヨークス銑) に比較するときはこれ又著しい増加である。昨年の銑鐵生産高は、これを製鋼に多くの銑鐵が用ひられ屑鐵が少く使用されて居た當時の年間の數字に比較しても尙數倍の増加である。

屑鐵の價格は 2 月末迄の引渡に對し同月遅く t 當り 1 弗値上され又 3 月 1 日第 2, 4 半期の分に對し再度値上され其儘年末に至た。尤も第 3, 4 半期に對しても値上されんとしたが屑鐵價格の急落に依て實現されなかつた。昨年の外國貿易に特筆すべきことは銑鐵の輸出が増加せることで、最初の 10 ヶ月間に於る輸出高は 719,666 英 t に達し、鐵鋼輸出貿易高合計の 25.1% を占めた。これを 1936 年の輸出高僅に 1,936 t (鐵鋼輸出高合計の 0.1%) に比すれば實に驚異に値する増加である。因に輸出先は主として、日本と英國であつた。

屑鐵：— 製鋼用屑鐵の價格は全年を通じ其の買入れ數量の増減と殆ど同じ變動を見せた。スチール誌の調製に係る製鋼用各種屑鐵の綜合價格は、年初の t 當り 17.58 弗から 4 月初めには 22.08 弗となり近年の最高點に達して、製鋼用銑の市價と僅かの開きを殘した

に過ぎなかつた。或る製鋼業者の如きは、餘りに價格高の爲め、屑鐵の平爐裝入割合を減じた程であつた。然るに屑鐵價は 4 月から低落の傾向を辿り 8 月末には 20.50 弗となり更に 11 月末には 12.75 弗と急降下し、12 月に至て幾らか恢復した。製鋼用屑鐵に對する海外からの需要は年間を通じ旺盛を極めた。其の主なる輸入國は日本であつたが然し爲替上の難件に依て年の後半から買入を差控へるの止むなきに至た。歐洲諸國も又亞米利加に供給を求め遂には屑鐵購入カルテルを結成するに至た。昨年 6 月此のカルテルに依て、初めて約 200,000 t の屑鐵が購入され次で 9 月には 250,000 t の買入が行はれた。此の 9 月の取引價格は t 當り 21.50 弗で、第 1 回目の取引値段よりも 2 弗高と言はれて居る。尙 11 月には t 當り約 16.50 弗で、400,000~500,000 t の取引契約が成立し 1938 年早々積出すことになつて居た。昨年の製鋼用屑鐵の輸出合計は約 4,000,000 t と見積られ、空前の記録であるが最初 10 ヶ月間に於る對日輸出高は輸出合計の約半分即ち 1,868,608 t に達した。

鐵鑛石：— 鐵鑛石の動きは、最後の運鑛季節近くまで異常の活況を示し、恐らく 1929 年のレコードを越ゆる新記録を樹立するものと見られて居た。然し製鋼作業率の減退に依て最後の運鑛月の積送高に減少を見、季節全部の積送高は湖上に依るもの 62,598,836 t 鐵道に依るもの 600,000 t 合計 63,198,836 t に達した。因に 1936 年は 44,822,023 t 、1929 年のそれは 65,195,000 t であつた。

一方外國鑛石の輸入は、スペインの内亂と日支紛争とに依て妨げられ鑛石の價格高を招いたのみならず大洋運賃率に於ても昂騰を見るに至た。年末頃迄には是等紛争の影響の大部は除去されたが、然し輸入鑛石は一般に高價であつた。最初 10 ヶ月間の輸入數量は 1,229,848 t に達した。

鋼材の需要狀況 鋼材の需要に關する近年の傾向は平鋼、薄板、帶鋼、厚板等の需要が非常に多く形鋼、軌條其他の大形物の取引は活氣薄となつて居るが昨年も又そうであつた。輕鋼材は主として、自動車及び冷蔵庫、ラヂオ等の如き家庭用品に使用されるが又冷房暖房装置に對しては急速なる増加を示して居る。

大形物市場の沈滞に關しては前述の通りであるが、然し昨年の取引高は 1936 年よりも稍々増加した。American Institute of Steel Construction の報ずる所に依れば、昨年最初 10 ヶ月間の形鋼の取引高は前年同期の 1,292,315 t に對し 1,415,403 t であつた、これは昨年中、各々 7,000 t 以上の鋼材を必要とする 10 個の建築計畫が實行に移された結果であつた。例へば、フォード會社のプレス工場に 45,000 t 、ミシシッピ河の架橋に 32,000 t 、ペンシルヴァニア鐵道の電化に 28,000 t 、紐育プロンクスホワイトストーンの架橋に 26,800 t 、紐育、西側の高架道路に 16,000 t 、グレート・レーク・スチール會社の平爐工場建設に 18,230 t 、ロス・アンゼルス・フェデラルビルディングに 10,000 t 、ニューオルレアンスの慈善病院に 9,000 t の鋼材を要したのであつた。

自動車工業 米國の産業別鋼材消費量に於て、數年來首位を占めてゐる自動車工業は、鐵鋼業の消長に取て最も重大な關係がある。自動車の製造臺數は、1932 年の不況のドン底以來、その加速度こそ減じはしたが逐年増加を續けて來た。1937 年の臺數は次表註 1 の如くカナダを含めて 5,016,565 臺に達し、昨年に比し 72% の増加で、1929 年に次ぐ記録である。

併し増加は既に頂點に達したものと一般に考へられ、ゼネラルモーター社長 Alfred P. Sloan 氏の如きも、本年全米の製造高は 1937 年に比し數量 20%、價格 15% の減少を來すべしと豫言して

並表 6

米國自動車製造高と原料用鋼材使用高

年	自動車(トラックを含む)製造高	自動車製造用原料鋼材		1 臺當り鋼材使用高 (lb)
		全鋼材生産高に對する%	數量(t)	
1920年	11,227,349	7.50	2,426,089	2,439
1921年	1,616,119	9.82	1,450,807	2,010
1922年	2,544,176	8.98	2,375,390	2,091
1923年	4,034,012	10.59	3,524,042	1,957
1924年	3,602,540	11.37	3,193,427	1,985
1925年	4,265,830	14.60	4,874,496	2,559
1926年	4,300,934	15.09	5,356,330	2,789
1927年	3,401,326	13.34	4,336,032	2,888
1928年	4,358,759	17.76	6,683,934	3,437
1929年	5,358,420	17.57	7,125,896	3,017
1930年	3,355,986	14.10	4,161,334	2,777
1931年	2,389,730	14.78	2,894,167	2,576
1932年	1,370,673	18.15	1,896,856	3,091
1933年	1,920,057	20.95	3,505,982	4,800
1934年	2,753,111	20.87	3,984,830	3,203
1935年	3,946,934	24.04	5,005,784	2,812
1936年	4,616,274	20.87	6,068,187	2,629
1937年	4,968,000	18.00	6,300,000	2,536

註 1. 1937 年の製造臺数は其後の數字によれば 5,016,565 臺である。

註 2. 1936 年以降はカナダの分を含む。

る。

一方 1937 年に於て設備の擴張は盛に行はれ、デトロイト附近のみで 100,000,000 弗の擴張費が使用されたと言はれてゐる。(勿論これは全米の一部に過ぎない。) 擴張の筆頭はフォードで、1,000 熔鑄爐の新設及炭灰爐、平爐、壓延工場の建設が行はれてゐる。更にゼネラルモーター、其他の擴張計畫を加へるとその完成によつて現在の製造能力 5,703,000 臺(1ヶ年作業日数を正味 10ヶ月として計算す)は 2割乃至 3割の増加を來す筈である。

1937 年に於て最も注目すべき現象は C. I. O (Comittee of Industrial Organization) の一部をなす U. A. W (United Automobile Workers) の敢行した、坐込みストライキの齎らした結果であつたのであるが、各社の純収益は次表の如く減少してゐる。これは原料高、賃金高に依る點も多いがストライキが主要な原因であると云へやう。

1月より9月までの各社純益(單位1,000弗)

	1937年1月-9月	1936年1月-9月	増減%
Briggs Mfg. Co.	7,815	8,867	(-)11.9
Chrysler Corp.	40,424	41,975	(-)3.7
General Motors Corp.	154,958	175,199	(-)11.5
Murray Corp.	844	1,210	(-)30.3
Packard Motor Car Co.	1,494	3,563	(-)58.1
Electric Auto-lite Co.	3,182	3,007	(+)5.8

尙 1937 年に於ても 1 臺當り鋼材使用高は僅ではあるが減少した。(前々表参照) これは、鋼自身の進歩と、低合金鋼の使用によるものである。

又、自動車 1 臺當りの人口にも次表の如く減少を示してゐる。

鐵道(賃金と税金の重荷に於て妨げられた鐵道の鋼材購入)

昨年(1936)に於る鐵道の鋼材購入高は例年に比し少なかつた。これは昨年、半頃から賃銀が引上げられ、經費の加重を見た上に、或る貨物に對する運賃率の引上げ要求が數ヶ月間も未解決の儘に置かれ其の決定を待つ間鋼材の購入が延ばされたことに因る。然し車輛の購入は比較的多くの數量に上た。一昨年 12 月に 23,450 臺の車輛

米國自動車數及 1 臺當り人口

年	人口(人)	登録自動車數	1臺當り人口
1925年	115,378,000	19,937,274	5.78
1926年	117,136,000	22,001,393	5.32
1927年	118,628,000	23,133,243	5.12
1928年	120,013,000	24,493,124	4.90
1929年	121,500,000	26,501,443	4.58
1930年	122,775,000	26,545,281	4.62
1931年	124,070,000	25,832,884	4.80
1932年	124,822,000	24,115,129	5.17
1933年	125,693,000	23,843,591	5.27
1934年	126,425,000	24,933,403	5.07
1935年	127,172,000	26,230,834	4.86
1936年	128,429,000	28,221,291	4.55
1937年	129,780,000	29,257,000	4.38

が發註されたのに引續き昨年 1 月には 17,806 臺が買入れられ、其後 6 月迄の買入れ臺数は可なりの數字に達した。11 ヶ月間に於る貨車の買入れ臺数は 51,000 臺を若干越へた。(1936 年 64,643 臺)、因に昨年の車輛買入高は 1936 年を除けば、1929 年以來のレコードであつた。

又、昨年最初の 10 ヶ月間に於る蒸氣機關車及ディーゼル電氣機關車の買入高は前者 292 臺後者 112 臺合計 404 臺であつたが 1936 年全年の數字は 139 臺、同じく 1935 年のそれは合計 123 臺であつた。尙昨年 10 月末現在の工場に於る機關車の手持註文高は 214 臺であつた。

1937 年に於る鐵道事業は一言にして云へば、賃銀の上昇、税金の増加及原料の騰貴によつて回復を阻止されたと云へる。そして廣汎な設備改善計畫も實現を見なかつた。

まづ、斯業の収入を見れば、1937 年の前半期に於ては好調を呈し各月とも、1936 年及 35 年に比し、純營業收入に於て相當の増加を示してゐた。併し 7 月に至て収入は減退して前年の水準を下り、爾後毎月加速度的に減少した。そして既に 11 月に至て年累計に於て前年同期の數字以下になつてしまつたのである。尙、1 哩平均貨物収入は

1937 年上半期	0.936 セント	1936 年	0.974 セント
1929 年	1.076 セント		

であつた。

一方、營業費の方は、原料、材料及賃銀の騰貴によつて、夫々 125,000,000 弗、135,000,000 弗の増加を來し、更に新税 500,000 弗を賦課された(尤も、緊急不正申告附加罰金 120,000,000 弗が 1936 年で終了したのは重要な緩和劑である。)

従て、鐵道會社の車輛註文數は、客車を除き次表の如く減少を示してゐる。そしてこの減少が下半期に至て極めて著しいのは注目すべき現象である。

1937 年米國々内に於る車輛註文高

	機關車	貨車	客車
1937 年第 1,4 半期	108	27,613	386
同 第 2,4 半期	120	17,477	70
同 第 3,4 半期	50	2,715	15
同 第 4,4 半期	13	1,921	15
1937 年 計	291	49,726	486
1936 年 計	533	67,544	306

註 1937 年は 12 月半迄の數を採る。

即ち機關車は前年に比し 46% の減少であり、1937 年の上半期の占める割合は全年の 79% である。

貨車の註文は、1936 年に於て活況を呈し 37 年に引繼がれたの

であるが、後半期に至て激減し、結局 36 年の 74% に達したに過ぎなかつた。37 年後半期の占める割合は同年全産額の僅に 87% に過ぎず、如何に同期に沈滞を見せたかを示してゐる。上記の表の外にカナダで使用されるもの 7,388 輛、輸出用として 1,550 輛が生産された。

但し客車は 36 年に比し合計 59% を増加してゐるが後半期の激減は貨車と同様である。

レールの生産は 1 月より 9 月までの間に 1936 年の 867,989t に比し、37 年は 1,105,176t で約 240,000t の増加を示してゐる、尙レール取引に於て注目すべき事は特別熱処理による製品が好評を得た事で、同品の生産は需要に應ずる事が出来なかつた。

其他、注意すべき事は高抗張力の低合金鋼の使用が増加した事でこれに依て車輛の重量を著しく減少せしむる事を得るのである。

(この種の重量 35,300 lbs で A. A. R 規格より 10,000 lbs も軽い。)

ブリキ 昨年はブリキ業者に取ては實に繁榮の年であつた。年の大半を通じ工場は 100% の作業を行ひ時には火急の引渡要求に應ずる爲め能力以上の作業を行つた程である。4 月頃まで買手の方では多數を割當てられ、又輸出向の引合は拒絶された事情に在た。野菜罐詰季節の終り即ち 10 月 1 日頃までは、生産高は減少しなかつた。4 月の第 1 週に於て価格はピツバーグで、1 箱 50 仙値上の 5.35 弗となつたが、此の価格は 1938 年の取引に適用されることになつた。(12 月 6 日に發表) 価格は 1933 年 12 月以來一度も値上されたことなくこれが初めてであつた。

鋼市場を支持せる農村の活況 昨年農具製造業者は殆ど全年を通じて確實なる鋼の顧客であつた。収入増に恵まれた農村に於ては、使ひふるし農具の取り換へを思ひ立ち、器具機械の新調に惜げもなく金を費た、従て其の製造業者は需要に應ずる爲め殆ど全能力の作業を行つたのであつた。

合金鐵の價格高：一製鋼高の増進に伴ひ、上半期中はフェロマンガンの需要が非常に大であつた。そして価格は 3 月 1 日に 15 弗又 4 月 27 日に 7.50 弗値上され、これが爲め第 2, 4 半期の價格は關稅濟大西洋諸港渡、現物取引に對し 10.250 弗となつた。

内地のスピーゲルアイゼンは 4 月 27 日ペンシルヴァニア、パルマートンで 3 弗引上げられ、1.53 弗となつた。是等の價格は年末迄其儘變動しなかつたが、この値上は合衆國のみならず、歐洲製鋼諸國に於る需要の激増に依るものであつて、一時は輸出向引合が殺到した程であつた。然し合金鐵の需要は製鋼高の低減に伴ふて、9 月から漸減の傾向に在た。

土木建築業 1937 年に於る各種建造物の總契約高は、前年よりも 234,705,000 弗増加した。この増加はもし秋に至て事業活動の衰退が來ず、春及夏の活況を續けたとしたならば、更に大なる數字を示した筈である。

F. W. Dodge Corp. の集計によれば東部 37 州の建造物契約總計は 2,910,000,000 弗に達した。この總計の内、前年に對する増加率から云へば工業建築、商業建築、住宅建築の順序となる。工業建築は總額 320,000,000 弗で、金屬工業の尨大な擴張計畫を反映して 63% を増加した。商業建築は 32% 増の 310,000,000 弗、住宅建築は 17% 増の 940,000,000 弗である。

前記ドツヂ會社の月別契約金額を見れば秋以後の減退を明かにする事を得やう。即ち

2 月の 188,257,000 弗を底として上昇を續け 6 月に至て 321,603,000

弗に達したのであるが、再び減少し始め 11 月に於ては 198,465,000 弗、前年より 123,138,000 弗も低下してしまつた。

1938 年は、37 年より 4% は少いだらうと云はれてゐる。私的建造物は、會社の収入に比例して増減するものであり、1937 年秋の一般的の不況は回復までに少くも 6 ヶ月を要するから、どうしても多少の減少は免がれまい。(1937 年に於て私的建造物は全建造物の 62% 公共的建造物は 38%)

建造物契約高(單位 1,000 弗)

"Steel" Jan. 3, 1938 (ドツヂ會社調)

	總計	住宅建築	商業建築	工業建築	公共事業
1925年	6,006,426	2,747,729	872,443	326,613	1,065,947
1926年	6,330,914	2,671,120	920,890	471,249	1,340,351
1927年	6,303,055	2,573,316	932,911	375,910	1,381,973
1928年	6,628,286	2,788,317	884,606	508,840	1,464,480
1929年	5,750,790	1,915,727	929,188	545,861	1,458,992
以上5ヶ 年平均	6,213,894	2,539,242	908,008	445,695	1,342,349
1930年	4,523,114	1,101,312	628,809	256,632	1,651,238
1931年	3,092,849	811,388	311,105	116,157	1,171,115
1932年	1,351,158	280,067	122,718	43,490	590,301
1933年	1,255,708	249,262	99,371	127,517	602,722
1934年	1,543,101	248,840	150,595	116,078	751,236
以上5ヶ 年平均	2,391,698	538,174	260,023	131,975	953,322
1935年	1,844,544	478,843	164,479	108,858	690,213
1936年	2,675,295	801,624	249,136	198,019	920,412
1937年	2,910,000	937,000	310,000	323,000	865,000

1937 年合衆國鉄鐵及鋼塊月別生産高と作業率(單位 t)

"Steel" Jan. 10, 1938

1. 鉄

	1937 年		1936 年		1935 年	
	生産高	作業率	生産高	作業率	生産高	作業率
1 月	3,219,741	76.6	2,029,304	48.2	1,478,443	34.2
2 月	3,020,006	79.5	1,858,932	46.6	1,614,905	41.4
3 月	3,470,470	82.5	2,046,121	48.5	1,770,990	41.0
4 月	3,400,636	83.7	2,409,474	59.1	1,671,556	40.0
5 月	3,545,180	84.3	2,659,643	63.1	1,735,577	40.2
6 月	3,115,302	76.6	2,596,528	63.6	1,558,463	37.2
7 月	3,501,359	82.9	2,595,791	61.5	1,520,340	35.2
8 月	3,616,954	85.7	2,711,726	64.3	1,759,782	40.7
9 月	3,417,960	83.7	2,728,257	66.9	1,770,259	42.3
10 月	2,891,026	68.4	2,991,794	71.0	1,973,379	45.8
11 月	2,007,031	49.5	2,949,943	72.3	2,066,293	49.5
12 月	1,503,474	35.6	3,125,192	74.2	2,115,496	49.0
合計	36,709,139	—	30,682,704	—	21,040,483	—

註 1937 年上半期の作業率は 1936 年 12 月 31 日現在能力 49,512,737t を、同下半期のそれは 1937 年 6 月 30 日現在能力 49,727,737t を、1936 年の作業率は 1935 年 12 月 31 日現在能力 49,777,893t を、1935 年の作業率は 1935 年 12 月 31 日現在能力 50,845,741t を各々基礎とせり。

尙 1937 年 11 月及 12 月末日現在の操業高爐數を州別に示せば次の通り。

合衆國州別熔鐵爐操業數

州別	1937年		州別	1937年	
	12月末日	11月末日		12月末日	11月末日
オハイオ	20基	26基	ケンタッキー	1基	1基
ペンシルヴァニア	29	33	マサチューセツト	0	0
アラバマ	11	14	テネッシー	0	0
イリノイス	7	9	ウタ	1	0
紐育	8	9	ウエストヴァージニア	1	3
コロラード	1	2	ミシガン	3	4
インディアナ	7	7	ミネソタ	1	1
メリーランド	3	4	ミスリ	0	0
ヴァージニア	0	1	合計	93	114

並表 ①

2. 鋼 塊

“Steel” Jan 10, 1933

1936 年

斯業の 98.03% を占むる諸會社の報告に基く(單位 t)

1937 年	平 爐		轉 爐		合 計	
	生産高	作業率 %	生産高	作業率 %	生産高	作業率 %
1 月	4,433,145	84.20	291,749	54.29	4,724,894	81.43
2 月	4,082,163	85.87	331,669	68.35	4,413,832	84.25
3 月	4,812,879	91.42	403,364	75.06	5,216,243	89.90
4 月	4,681,677	91.83	388,768	74.70	5,070,445	90.24
5 月	4,767,269	90.55	382,582	71.19	5,149,851	88.76
6 月	3,899,190	76.48	284,572	54.68	4,183,762	74.46
7 月	4,220,561	80.09	315,440	62.56	4,536,001	78.48
8 月	4,502,243	85.25	373,428	69.49	4,875,671	83.79
9 月	4,029,921	78.98	268,433	51.70	4,298,354	76.46
10 月	3,203,447	60.66	189,244	35.22	3,392,691	58.31
11 月	2,040,020	39.89	113,761	21.86	2,153,781	38.22
12 月	1,385,406	26.29	86,835	16.20	1,472,241	25.36
年 計	46,057,921	74.21	3,449,845	54.54	49,507,766	72.39

1 月	2,843,415	54.76	196,889	32.21	3,039,804	52.39
2 月	2,754,446	56.76	202,445	35.55	2,956,891	54.53
3 月	3,148,813	60.64	185,040	30.33	3,333,853	57.46
4 月	3,627,830	72.14	304,775	51.62	3,932,605	69.99
5 月	3,735,283	71.98	302,092	49.55	4,037,375	69.58
6 月	3,640,672	72.40	334,897	56.72	3,975,569	70.75
7 月	3,587,764	69.25	326,606	53.69	3,914,370	67.61
8 月	3,833,727	73.83	350,560	57.50	4,184,287	72.11
9 月	3,848,340	76.71	303,048	51.45	4,151,388	74.05
10 月	4,216,536	81.20	317,710	52.11	4,534,246	78.15
11 月	3,993,472	79.42	329,553	55.82	4,323,025	76.94
12 月	4,119,025	79.50	305,342	50.20	4,424,367	76.42
年 計	43,349,323	70.74	3,458,457	48.07	46,807,780	68.36

註 作業率の算出は、1937 年上半期の分は、平爐鋼に就ては其週能力 1,188,452t を、轉爐鋼は同じく週能力 121,308t を合計は 1,309,760t の週能力(次に示す 1936 年 12 月 31 日現在の年能力に基くもの)を基礎として算出せり。

合衆國鐵鋼業活動狀況一覽

“Iron Age” Feb. 24, 1938

	1938年 1月	1937年12月	1937年11月	1936年12月	1936年合計	1937年合計
鋼 塊 (t)						
生 産 高	1,732,266	1,472,241	2,153,781	4,424,367	46,807,780	49,507,766
週 生 産 高 平 均	391,031	333,086	502,049	1,000,988	895,329	949,516
作 業 率	29.14	25.36	38.22	76.42	68.36	72.39
銑 鐵						
月 生 産 高	1,429,085	1,490,324	2,006,724	3,115,037	30,618,797	36,611,317
原 料						
コークス生産高 (短 t)	—	2,996,525	3,395,956	4,599,700	46,275,200	52,362,098
大湖鑛石消費高 (t)	—	1,916,588	2,734,504	4,551,379	44,639,318	53,996,076
鑄 物 (短 t)						
可 鍛 鑄 鐵 生 産 高	—	27,784	32,457	61,674	571,696	602,278
” 註 文 高	—	19,753	23,170	67,035	576,334	549,972
鑄 鋼 生 産 高	—	—	47,100	83,615	805,691	1,019,896
” 註 文 高	—	—	31,397	159,430	909,080	877,459
鋼 材 (短 t)						
Trackwork 發 送 高	3,135	3,804	4,289	5,579	68,813	92,121
形鋼 (加工せるもの) 註文高	—	99,070	132,835	166,542	1,609,016	1,828,641
” 發 送 高	—	108,396	130,156	121,775	1,660,570	1,548,205
プレート (加工せるもの) 註文高	—	27,463	27,507	51,017	484,036	428,884
ユ・エス社發送高	518,322	489,070	584,241	1,067,365	10,784,273	12,825,467
オハイヨ河鋼材積送高	73,250	67,875	70,600	111,450	1,169,321	1,305,870
製 品						
自 動 車 生 産 高	—	346,886	376,637	519,132	4,616,857	5,016,565
建 造 物 契 約 高	\$ 195,472,000	\$ 209,451,000	\$ 198,465,000	\$ 199,696,000	\$ 2,675,296,000	\$ 2,913,060,000
鋼 樽 發 送 高 (箇)	—	—	752,830	895,481	8,600,493	9,869,212
鋼 製 家 具 發 送 高	—	\$ 2,125,000	\$ 2,024,000	\$ 2,113,000	\$ 19,246,000	\$ 26,973,000
スチールボイラ註文高 (Sq. ft)	—	546,615	609,577	1,872,139	11,511,557	9,923,457
機 關 車 註 文 高	9	77	13	112	533	368
貨 車 註 文 高	25	3,287	1,625	19,035	63,341	52,788
工 作 機 械 (指數)	118.4	142.7	127.7	257.7	201.7	140.8
鑄 物 工 場 設 備 (指數)	76.8	111.2	128.0	233.3	219.3	106.5
					(同上)	(同上)
輸 出 (t)						
鐵 鋼 合 計	—	626,418	556,591	244,173	3,157,341	7,567,884
壓 延 鋼 材	—	259,113	263,418	126,173	1,167,244	2,597,083
鋼 製 品	—	191,442	218,777	117,979	1,040,815	2,125,157
屑	—	319,016	254,072	103,298	1,377,136	4,039,143
輸 入 (t)						
鐵 鋼 合 計	—	25,792	26,996	52,584	666,728	533,160
銑 鐵	—	9,128	6,661	10,423	165,909	111,697
壓 延 鋼 材	—	14,475	15,592	19,968	270,594	284,571

1936年12月31日現在年能力

平爐鋼 61,965,862t

轉爐鋼 6,325,000t

1937年7月1日以降即ち下半期の作業率は平爐鋼に就ては1,192,182t 轉爐鋼は121,308t 合計は1,313,490tの週能力(次に示す年能力に基く)を基礎として算出せり。

1937年7月1日現在年能力

平爐鋼 62,160,362t

轉爐鋼 6,325,000t

1936年の作業率は平爐鋼に就ては1,172,160t, 轉爐鋼は137,624t 合計は1,309,784tの週能力(次に示す年能力に基く)を基礎として算出せり。

1935年12月31日現在年能力

平爐鋼 61,280,509t

轉爐鋼 7,195,000t

御断り:一合衆國鋼材別生産高及工業別鋼材消費高調は本稿締切まで資料未着に付次號に掲載することとせり。一編者(完)

重要鑛物増産法施行規則 (商工省令第三十號)(官報三四二八, 昭和十三年六月九日)

第一條 本則は於テ鑛業權者トハ砂鑛權者ヲ, 鑛業權トハ砂鑛權ヲ鑛區トハ砂鑛區ヲ含ム

第二條 重要鑛物ヲ目的トスル鑛業權者ハ鑛山毎ニ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間ノ事業計畫ヲ定メ一月三十一日迄ニ之ヲ商工大臣ニ届出スベシ但シ製鍊ヲ爲ス場合ヲ除クノ外掘探數量石炭ヲ目的トスルモノニアリテハ年15萬噸, 銅鑛, 鉛鑛, 錫鑛, 亞鉛鑛, 鐵鑛, 硫化鐵鑛, 亞炭又ハ硫黃ヲ目的トスルモノニ在リテハ年一萬噸, 其ノ他ノ重要鑛物ヲ目的トスルモノニ在リテハ年千噸ニ滿タザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 重要鑛物増産法第十四條ノ規定ニ依ル事業計畫ハ商工大臣ノ定ムル期間ニ付鑛山毎ニ之ヲ定ムベシ

第四條 事業計畫書ニハ次ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一, 石炭鑛區
 - (一) 試鑛及採炭ニ關スル計畫ノ概要
 - (二) 出炭數量(炭種別ニ記載スベシ)
 - (三) 運搬ニ關スル計畫ノ概要
 - (四) 處分方法

- 二, 石炭鑛區以外ノ鑛區
 - (一) 探鑛, 掘探及選鑛ニ關スル計畫ノ概要
 - (二) 掘探數量及品位
 - (三) 精鑛數量及品位
 - (四) 處分方法

鑛業權者製鍊ヲ爲ス場合ニ於テハ前項第二號ニ掲グル事項ノ外次ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一, 製鍊設備ニ關スル計畫
- 二, 操業計畫ノ概要
 - (一) 元鑛ノ種類別品位及處理數量
 - (二) 製鍊實收率
 - (三) 製品ノ種類別品位及產出數量
 - (四) 操業日數

三, 處分方法

第五條 裁定ヲ申請スル者ハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書正副三通ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一, 當該鑛業權ノ登録番號並ニ鑛業權者及關係人ノ氏名名稱及住所
- 二, 申請ノ目的及理由
- 三, 對價並ニ其ノ算出ノ基礎及支拂方法

四, 事業設備ヲ讓受ケントスル場合ニ在リテハ其ノ設備ノ範圍並ニ對價及其ノ支拂方法

五, 讓受又ハ鑛區ノ増減後ニ於ケル事業計畫ノ概要

前項ノ申請書ニハ次ニ掲グル書類及圖面ヲ添附スベシ

一, 當該鑛業權者トノ協議ノ顛末又ハ協議ヲナスコト能ハザル事由ヲ記載シタル書面

二, 鑛區圖及鑛床圖又ハ當該鑛區ノ増減範圍ヲ示シタル圖面及鑛床圖(鑛床圖ハ平面圖及截面圖ノ二種ニ分チテ之ヲ調製スベシ)

三, 事業設備ヲ讓受ケントスル場合ニ在リテハ建物ノ登録簿ノ謄本

四, 會社ニ在リテハ定款, 登録簿ノ謄本, 財産目錄, 貸借對照表, 營業報告書, 損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書類

五, 組合ニ在リテハ契約書

關係人アルトキハ前二項ノ規定ニ依ル副本ノ外關係人ノ數ニ應ズル申請書及添附圖面ノ副本ヲ提出スベシ

第六條 重要鑛物増産法施行令第四條又ハ第五條ノ規定ニ依ル届出ト同時ニ當事者出頭シ又ハ書留郵便ヲ以テ登録稅ヲ納付スベシ

登録稅ノ納付ハ登録稅納付書ニ收入印紙ヲ貼付シテ之ヲ爲スベシ

第七條 次ノ場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ申請書, 届書又ハ登録稅納付書ヲ受理セズ

- 一, 他ノ鑛山監督局ノ管轄ニ屬スルトキ
- 二, 法令ニ依リ裁定ヲ申請シ得ザルモノナルトキ
- 三, 重要鑛物増産法施行令第四條又ハ第七條ノ規定ニ違反シ届書ニ事實ヲ證スル書面ヲ添附セザルトキ
- 四, 重要鑛物増産法施行令第五條ノ規定ニ違反シ届書ニ當事者連署セザルトキ
- 五, 第五條ノ規定ニ違反シ裁定申請書ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ添附スベキ書類若ハ圖面ヲ添附セザルトキ
- 六, 第六條ノ規定ニ違反シ登録稅ヲ納付セザルトキ

第八條 重要鑛物ヲ目的トスル鑛業權者會社ナルトキハ營業期經過後遲滞ナク財産目錄, 貸借對照表, 營業報告書, 損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書類ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第九條 本則ニ依リ爲シタル手續ノ他ノ行爲ハ鑛業權者又ハ關係人ノ承繼人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

第十條 本則ニ依リ商工大臣ニ提出スル書面ハ鑛山監督局長ヲ經由スベシ

附 則

本則ハ重要鑛物増産法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

重要鑛物増産法施行令 (勅令第四百十號)(昭和十三年六月八日)

第一條 本令は於テ鑛業權者トハ砂鑛權者ヲ, 鑛業權トハ砂鑛權ヲ含ム

第二條 重要鑛物増産法第四條第一項ノ規定ニ依ル協議ハ次ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

- 一, 當該鑛業權者ガ事業ニ著手セズ又ハ休業中ナルトキ
- 二, 鑛利保護上必要アルトキ
- 三, 合併施業其ノ他操業ノ合理化ノ爲ニ必要アルトキ

第三條 鑛山監督局長裁定申請書ヲ受理シ又ハ重要鑛物増産法第五條第一項ノ規定ニ依ル命令書ヲ送付ヲ受ケタルトキハ當該鑛業權ニ付裁定ノ申請又ハ命令アリタル旨ヲ登録ヲ爲スベシ

第四條 對價ヲ支拂フベキ者對價ノ全部ヲ支拂又ハ供託ヲ爲シタルトキハ支拂又ハ供託ヲ爲シタル事實ヲ證スル書面ヲ添附シ其ノ旨

ノ届書ヲ鑛山監督局長ニ提出スベシ

第五條 鑛業權者對價ノ全部又ハ一部ノ支拂ニ付延期ヲ承諾シタルトキハ當事者連署ノ上鑛山監督局長ニ其ノ旨ノ届書ヲ提出スベシ

第六條 次ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ當該鑛業權ノ移轉又ハ變更ノ登録ヲ爲スベシ

一、第四條ノ規定ニ依ル届書ヲ受理シタルトキ

二、前條ノ規定ニ依ル届書ヲ受理シタルトキ

前項第二號ノ場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ當該鑛業權ニ付抵當權設定ノ登録ヲ爲スベシ

第七條 重要鑛物増産法第十條第二項ノ期間内ニ支拂又ハ供託ノキトキハ鑛業權者ハ催告ヲ爲シタル事實ヲ證スル書面ヲ添付シ其ノ旨ノ届書ヲ鑛山監督局長ニ提出スベシ

第八條 次ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ第三條ノ規定ニ依ル登録ヲ抹消スベシ

一、裁定ノ申請ヲ拒否スル旨ノ裁定書ヲ送付ヲ受ケタルトキ

二、第六條ノ規定ニ依ル登録ヲ爲ストキ

三、重要鑛物増産法第十條第二項ノ規定ニ依リ裁定又ハ決定ガ其ノ效力ヲ失ヒタルトキ

第九條 商工大臣裁定申請書ヲ受理シタルトキハ申請書ノ副本ヲ當該鑛業權者ニ交付シ期間ヲ指定シテ答辯書ヲ提出セシメ且其ノ申請書ノ要旨ヲ當該鑛業權又ハ事業設備ニ付登録又ハ登記シタル擔保權ヲ有スル者(以下關係人ト稱ス)ニ通知シ期間ヲ指定シテ意見書提出ノ機會ヲ與フベシ

第十條 商工大臣決定ヲ爲サントスルトキハ期間ヲ指定シテ關係人ニ意見書提出ノ機會ヲ與フベシ

第十一條 裁定又ハ決定ニハ理由ヲ附スベシ

裁定書又ハ決定書ノ謄本ハ之ヲ申請人、鑛業權者及關係人ニ交付スベシ

第十二條 裁定又ハ決定ノ公示ハ官報ヲ以テ之ヲ爲ス

第十三條 本令ニ規定スルモノノ外裁定又ハ決定ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 本令ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ鑛業權者又ハ關係人ノ承繼人ニ對シテモ其效力ヲ有ス

第十五條 重要鑛物増産法ニ依リ政府ニ提出シ又ハ政府ヨリ交付スル書面ハ鑛山監督局長ヲ經テ商工大臣ニ提出シ又ハ商工大臣ヨリ交付スルモノトス

附 則

本令ハ重要鑛物増産法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

英國鉄鐵輸入税引上事情 (5月13日附在英、吉田特命全權大使報告) 英國に輸入する鉄鐵は特殊鉄を除き5月13日より無税品目表より除かれ従價 33% の輸入税を賦課せられることとなりたるが最近英國産業界は製鐵品の輸出不振、鐵鋼需要の減退等景氣指標の芳ばしからざるものあり鉄鐵増税も此の國內状況を反映するものとして内外の注意を惹き居るものゝ如きを以て今次の増税決定に至れる事情に關する關稅諮問委員會の報告次の如し。

鉄に 33% の従價税を設定したるは 1932 年 6 月 14 日なりしが當時は大陸諸國品の安値競争に對し英國産業を保護する目的を以て課税したるものにして之がため國內需要は國內生産品及英帝國品を以て十分に満すことを得外國品は輸入杜絶せり。然るに昨年初頭の需要は軍擴計畫の影響にて旺盛を極め供給追つかず外國品の輸入を仰がざれば工場運轉にも支障を來す状態なりしを以て昨年 2 月 26 日鉄の輸入税撤回方勸告を見翌月 3 日より實施となれり。

1937 年中鉄の輸入は次の通り。(單位 1,000t)

外國産品	395	英帝國品	
米國品	210	印度品	215
白國品	82	加奈陀品	35
佛國品	42		

然るに今年に入りての輸入状況は 1 月乃至 3 月の間に外國品 106,000t, 英帝國品 56,000t に達せり。

英國内の生産状況如何と云ふに増産計畫完了したるため 1937 年中の生産 8,300,000t に達し數年間に見ざる記録を示し 1931—33 年時代の年産に比すれば約 2 倍の生産となれり。目下業界の現状は鐵鋼需要稍減退の兆現はれ居り鉄は内外品のストック漸増を報ぜられ従て全國熔鑛爐數は昨年 3 月末日の 117 基より 11 月末 135 基に増加を見たるも本年 3 月末日 118 基に減少し、失業労働者は 1 年以前 1,822 人なりしが昨年 11 月末は 1,436 人に減じ今年 3 月 1,915 人に増加せり、因に昨年 7 月の就業労働者は 17,003 人と推計せらるゝ由なり。

此の如き實狀にて國內需要は國內産品及英帝國品を以て滿され得るに依り外國鉄の輸入は國內産業に取り歡迎せられず特に鑄物用鉄の生産者にとり困惑材料なるが他方大陸品は世界需要の低落につれ輸出激減するや輸出値段暴落し現今は英國品の生産費以下にて輸入せらるゝに至れりと云ふ、即ち鑄物用鉄の白、佛、ルクセンブルグ品の平均値段と英國品のそれとの比較次の如し。

1937 年 4 月			
大陸品平均値段	5 磅	クリーブランド 3 號	4 磅 4 志
同 年 8 月			
同	上 6 磅 12 志	同	上 5 磅 4 志
本年 2 月			
同	上 4 磅 13 志	同	上 5 磅 4 志

尙最近はこの大陸品平均値段は 3 磅 12 志 6 片に低落したるが cif 相場にて 4 磅に當る由。

英國内の相場は英國鐵鋼聯合會及鑄物用鉄鐵生産者組合の 2 團體が關稅諮問委員會と慎重協議の結果定めたる公定基準に従ふものなる處製鋼用及鑄物用鉄は本年 6 月末日迄、ヘマタイトは本年未迄の値段公定せられ居るを以て同委員會は此際昨年 3 月 3 日以前の狀態に還元し當業に保護を與ふるを妥當と認めたるものなりと云ふ。

尙特殊鉄の中木炭鉄は依然無税品に据置かれ又瑞典及諾威兩國との通商協定にある電氣爐出のバナジウム、チタニウム合金鉄は 1933 年 7 月以來無税品にて昨年輸入 35,000t なるが此も無税品に据置かれ又コバルト鐵も最近消費増進しつゝあるも國內品との競争の恐れなきにより之亦無税の取扱を受け居れり。(外務省通商局日報第 134)

合衆國本年 1—3 月の飛行機製造高増加 (“Metal” May 5, 1938.) ワシントン 5 月 4 日：—本日航空局の發表に依れば 1938 年最初 3 ヶ月間に於ける飛行機の製造高は前年同期のそれに比し約 40% を増加した。即ち前年同期の 571 臺に對し 798 臺(各種)で此の中 343 臺は陸海軍へ、296 臺は民間航空會社へ、配分され残り 159 臺は輸出された。(K. K. 生)

鐵鑛の對日禁輸濠政府一部緩和 (カンペラ 22 日發同盟) 濠洲政府の鐵鑛禁輸令については國內に反對の聲が高く禁輸緩和のため輸出許可の實施を要望する向も多いがライオンズ首相は 22 日下院に於て政府は飽くまで既定方針を堅持する意向なるも特に今年度契約の對日、米鐵鑛輸出に限りこれを許可するに決定した旨次

の如く言明した。

政府の鐵鑛輸出禁止令については日本側からも禁輸緩和の申入れがありヤンビ州の鐵鑛に限り例外的に輸出を許可する様との申請もあつたが政府としてはこの際禁輸令を撤回する意思は無く、輸出許可制による禁輸緩和の便法についてもこれを認めないことに決定した。但し去る5月19日迄に契約を了した對日米輸出については今年末日迄に積出されることを条件に對日 89,094t, 對米 55,000t 乃至 60,000t の鐵鑛輸出を許可する方針である。政府今回の處置については來週早々議會に於て説明を行ふこととならう。(東朝 6月23日)

屑銅販賣統制會社市價抑制の爲設立 銅需給の不均衡に伴ひ最近屑銅の市中値段は 100kg 當り最高 315 圓に暴騰したため、日本銅統制組合の電氣銅建値が 100kg 103 圓 50 錢にも拘らず、電氣銅の市價は屑銅市價に引摺られて 300 圓内外の高値を唱へる有様である。このため市價是正の目的を以て商工省を初め民間關係業者はかねて屑銅の販賣統制機關設立に關し具體案を攻究中のところ愈々近く日本銅統制組合、東西銅問屋業者、伸銅亜鉛供給統制協會、電線原料銅配給統制協會その他直接消費者の工業組合(同一業者を以て夫々工業組合を結成せしめ、更にこれを單位組合として工業組合聯合會を組織する)の五團體株主とする屑銅販賣統制會社(資本金 5,000,000 圓、半額拂込)を設立することとなつた。

新會社は現在日本銅統制組合が行てゐる輸入屑銅の共同購入機構を吸収するほか内地屑銅の約 80% を一手に購入し之を加盟各社に配給せんとするもので之により別項朝鮮、臺灣に於ける産銅業者製品の内地向移出禁止とともに統制組合建値と市價との開きは或る程度迄緩和されるものとして期待される。

外地産銅の移入禁止斷行、電氣銅の市中値段は別項の如く日本銅統制組合建値の約 3 倍の高値を唱へてゐるのは一つには屑銅市價の暴騰によるものと言へ、他面朝鮮製鍊の如き外地産銅業者が統制組合のアウト・サイダーとして内地に向け市中値段を以て銅の移出を行てゐる爲めと見られてゐるので、日本銅統制組合では曩に商工省に對し外地産銅の移入取締り方に關し陳情した結果、この程商工省と朝鮮並に臺灣總督府との間の折衝により鮮臺産銅の内地移出禁止命令を公布實施した。(中外 6月19日)

興國工業研究所設立(大毎 6月17日) 軍需インフレの波に乗て目覺ましい躍進を示してゐる神戸製鋼所は、さらに長期戦下の銃後生産の擴充のため 2,000,000 圓を投げ出して、工業の基礎並にその應用を研究し公益に資すことを目的とする財團法人興國工業研究所を設立し、學者の知識と技術者の經驗を集成してますます工業日本の飛躍を期することになつた。

神戸製鋼所では昨年 6月 20,000,000 圓から 45,000,000 圓へ増資したばかりで 1 年後の今日またも 90,000,000 圓への倍額増資を決定、海岸工場の大擴張をはじめ各地に散在する工場もそれぞれ擴張するなど目覺ましい發展振りをを見せてゐるが、こんど新設される興國工業研究所は工業日本の頭腦と技術の最高度のタイアップを目標とした國家的事業といふべく、この種研究所の必要はかねてから重工業關係者間に痛感されてゐたので製鋼所は長期應戦に順應すべく率先してこれが實現を期し、18 日午後その創立總會とも見るべき評議員會と理事會を開き具體的内容を決定することになつた、その原案によると

同財團評議員は田宮社長をはじめ森木、淺田、土屋、南、小田、高、和田、川上の同社首脳部に工博井上克巳(九大)同西村秀雄(京

大) 同鳥養利三郎(京大)理博淺田常三郎(阪大)工博齋藤大吉(京大)らの學者を加へ、工業材料部と合成化學機械部の二部に分け、工業材料部は主として特殊鋼および輕金屬の研究、合成化學機械部は主として液體燃料の合成に關する研究とその工場装置の研究に當り、本社の生産第一主義に對して研究所は飽くまで研究に専念し、その結果のうち評議會が適當と認めるものを移して直ちに本社の生産工業に應用し工業日本の躍進的發展に資さうといふのだ。

その成果は今から多大の期待をもつて刮目されてゐる、なほ從來同社にあつた陸軍中將工學博士川上義弘氏を部長とする研究所はまた独自の使命を有するものとして新設の興國工業研究所と別個にこの方もより擴大強化して存續することになつてゐる。(大毎6月17日)

日本電熱線製造會社の沿革及近況 戦時體制下において鐵鋼の消費が増大するのは當然のことながら分けても特殊鋼の需要は頗る旺盛である、即ち軍需に向けられるものゝほか、一方國內生産力擴充の必要から機械工業は最近數年間に於いて驚くべき發達を遂げ、しかも精密度の高い機械が要求されるので特殊鋼の價値はますます高められて來た、元來特殊鋼の目的は普通鋼の物理的、或は化學的性質を改善して、耐熱、耐酸、耐久性の強靱鋼を得るにあり、これは 19 世紀の後半から研究され 20 世紀に入て實用化し、最近では時代は正に特殊鋼の時代に入ると見得る有様である、特殊鋼は單體としての鐵、鋼等には見るを得ない化學的物理的性質を持ってをり、しかも機械工業の發達はこれに待つところ頗る大であり、この意味から特殊鋼が現時局下において占める役割には極めて重大なるものがある、軍備擴張と特殊鋼とは密接不可分の關係に立ており、特殊鋼の質的改善はそのまゝ優秀軍機の改作となつて現れるのである、特殊鋼の研究こそは精銳なる軍需機器の製作に絶対必要なるもので、世界的軍擴時代は當然この特殊鋼の發展を促さずには止まない、しかるに輸入制限の強化による在荷拂底から特殊鋼の市價は昂騰著しきものあり、かゝる輸入減、需要増の形勢に直面して國內生産は何としても増産を企圖、遂行しなければならぬ立場にある

時代の花形たる特殊鋼が現時局下に占める役割は以上の如くであるが、特殊鋼の生産會社中にあつて特異の存在として一般の注目を惹いてゐるものは日本金屬工業會社である、當社は昭和 7 年 6 月 15 日の設立に係るものであるが當社と姉妹關係にあつた日本電熱線製造會社および横濱工業會社は社長以下主なる役員および技術員並に株主等殆ど共通であつたので此兩社と協同して日本電熱線會社の製鍊設備と横濱工業の壓延設備、並に各技術とを結合統一して、熔解作業より全製品に至るまでの一貫作業を行ふこととし、當社においてこれが統轄を行て來た、しかるに此兩社と合併の機運が熟し即ち昭和 10 年 2 月 28 日兩社は解散してその資産負債全部を當社において繼承し、これによつて合計資本金 700,000 圓(全額拂込済)となつたが、さらに同年 3 月 1 日金 600,000 圓を増資し資本金總額 1,300,000 圓(全額拂込済)となり、こゝに名實ともに全作業を統一するに至つたのである、當社の製品は特殊鋼の一部門たる高級ステンレス(不銹鋼)を中心とするものであり、これはニッケルの強靱性、クロムの硬度性を兼用するので用途は各方面に及んでゐる、自動車、飛行機、高級機械等は殆どこれを使用しないものはないといふ有様で、軍需との密接な關係は勿論ながら、將來一般の民需にも最も多く利用されるものとして特殊鋼中の花形である、當社製品を種目別に見ると(1)日本金屬不銹鋼(2)日本金屬耐蝕鋼(3)日本金屬耐熱合金(4)其他高級特殊鋼各種に互てゐるが、さらに當社では此の各種合金より鑄造、鍛造、壓延、伸線その他の工作を経て

次の如き製品を製造してゐる(イ) 飯、棒、線、管溶接、帯、網、鍛造物、鑄造物、熔接物(ロ) 耐酸ポンプ、化学機械器具および部分品がこれである、以上の如き製品種目の取引先は陸海軍方面のほか三井、三菱、住友、王子製紙等の大会社および人絹工業パルプ工業、ソーダ工業その他各種化学工業方面に亙てゐる、製品種目の各個について以下概観するに、

(1) 日本金属耐蝕鋼 NTK これはニッケルとクロムを比較的多量に含有し用途によりその割合を異にするが、焼鈍状態ではオーステナイト組織を有し磁性がなく、熱処理によつてその性質を變化することが少い、この用途としては大気、海水、酸、アルカリ等に対して耐蝕性が著しく強く、また特殊の熱処理を施すときは軟軟で容易に加工することが出来るので飯、棒、線等になし各種の方面に用ひられる、この日本金属耐蝕鋼はさらに(イ)標準日本金属耐蝕鋼(ロ)軟質日本金属耐蝕鋼のほか(ハ)クロム、ニッケル、モリブデン、チタニウム、カーボン等の含有を異にする各種の耐蝕鋼に分れてゐる。

(2) 日本金属不銹鋼 NFK これはクロム 11% 乃至 16% を含有するもので、焼鈍状態ではパーライト組織を有し磁性があり、熱処理によつて著しくその性質が變化する、その用途としては一般腐蝕に対する抵抗は幾分低いとしても炭素量 0.25% 以上のものは焼入れによつて著しくその硬度、抗張力が増すので、刃物その他大なる硬度または抗張力を要するものに用ひられ、一方炭素量の低いものは加工が容易であるのでタービン翼その他に用ひられる、この日本金属不銹鋼はさらに(イ)標準日本金属不銹鋼(ロ)硬質日本金属不銹鋼(ハ)軟質日本金属不銹鋼(ニ)日本金属不銹鐵に分れるが、最後の不銹鐵とは炭素量が著しく少く軟質のものを稱する。

(3) 日本電熱線、日本電熱線第1號はニッケルとクロムの合金でその特長とするところは高温度における酸化量が少く電熱線としては、最高級のものである。当社では原料において不純物、特に炭素の少ないものを選び高周波誘導電氣爐によつて充分なる注意の下に熔解してあるので、従來の市場のものに比べ融點が高く且つ均質である。従て陶器焼付爐、焼鈍爐、焼入爐等の如き 800°C 以上の工業電熱爐、および高級の家庭電熱器の發熱體に適してゐる、次に日本電熱線第2號はニッケル、クロム、鐵合金で磁性があり、家庭電熱器、電氣暖房その他餘り高温度を要しない工業電熱器用發熱體に適してゐる、なほ他の抵抗線に比べて比抵抗が大きいのので船舶、電車、汽車等の抵抗器に使ふと重量を軽減することが出来る、この合金は、高温で良く腐蝕に耐へるので鑄物または板狀、棒狀等に加工して機械材料として賣出してゐる。

以上で当社製品を一瞥したが、これらは本邦として従來主に輸入に待てゐたものである、しかるに最近化学工業並に軍需工業方面における需要急増を見るに至つたので、当社としては横濱工場の生産能力を以てしては激増する新規注文に到底應じ得ないこととなり、よつて昭和 12 年 6 月 30 日の株主總會において工場新設の目的を以て、従來の資本金 1,300,000 圓(全額拂込済)に金 2,200,000 圓を増加し資本總額を 3,500,000 圓とする旨を決議し、同年 8 月 2 日その第 1 回拂込を徴収した、爾來鋭意新工場の建設計畫を進めてゐるが、今次事變の突發により軍需資材としての需要一時に殺到し、全能力を以てしても陸海軍方面の要求には完全に應ずること頗る困難であり、この間、もとより民間の新規注文はこれを謝絶するの已むなきに至り、これがため相當量の外國品の輸入を見るが如き事態となつた、此の如き輸入を防遏するため、且つは軍需資材の確實なる供給者としての責任を遂行するため、工場新設はいよいよ急を要

することとなつたので、当社では神奈川県川崎市大師河原上殿町に工場敷地 (13,000 坪) を選定し目下鋭意建設を進めてゐる。これは年内には完成の豫定で、現在の生産能力はこれにより一舉數倍に増大するものである、最後に當社の製品が如何に優秀なるものであるかは次の諸項により察知することが出来る。

1. 昭和 7 年以來横濱工場内に特別研究室を設け真空中における金属の性質變化の調査を行ひ、製品の改良と新製品の製作に關する研究をしており、昭和 8 年度において商工省より工業研究奨励金 7,000 圓を下附せられたこと。

1. 東北帝國大學金属材料研究所より創立以來引續き學術的指導を受けてゐること。

1. 昭和 12 年 7 月 21 日不銹鋼板に對し海軍購買名簿へ登録せられたこと。

当社が日本電熱線製造會社、横濱工業會社を合併して名實ともに全作業を統一するに至つたことは既述の如くであるが、この意味において、當社事業の一環をなす日本電熱線製造會社の経歴を見るに日本電熱線は昭和 2 年以來電熱線の製造を行ひ、不銹鋼は同系統の合金に屬するので爾來引續き研究を重ね不銹鋼の線類に對しては疾くより製造販賣を行つてゐるが、昭和 8 年 1 月日本金属の工場作業開始とともに日本金属に於て日本電熱線の技術並に研究を引續ぎ今日に至つてゐる、なほ日本電熱線では 1. 昭和 2 年度に於て商工省より電熱線製造研究のため工業研究奨励金 8,000 圓を下附せられ 1. 昭和 4 年 12 月電熱線に對し 1. 昭和 8 年 12 月電熱帯に對し海軍購買名簿へ各登録せられてゐる、また昭和 6 年 5 月獨逸クルップ會社より不銹鋼の加工方法に對する特許出願があつたが、日本電熱線では昭和 2 年以來加工を實施せる旨を以て同特許の許可を阻止し、本邦における不銹鋼の常温加工を自由ならしめたる功績は没すべからざるものがある、轉じて横濱工業會社の経歴を見るにこれは大正 12 年以來銅、眞鍮、アルミニウム板等の製造を行つてゐるが、昭和 8 年以來不銹鋼板壓延の自信を得るに至つたので在來の銅、眞鍮、アルミニウム板の壓延を廢し専門的に不銹鋼板の壓延を實施することとした。

以上により日本金属工業の全貌は明かとなつたが營業成績に於ては純益金 202,000 圓餘を挙げ 42,000 圓餘の繰越をなし株主配當年 7 分を行つて非常な好成绩を挙げてゐる。尙今期は時局に恵まれ業績は好調を示し 1 割以上出来るところであるが株主配當は 8 % 位に止める見込であると、因に同社の重役を見るに次の如くである。

取締役社長	田沼義三郎	常務取締役	淺川省三
取締役	村田繁太	同	中村房次郎
同	宮代彰	常任監査役	植村金吾
監査役	吉井桃麻呂	相談役	植村澄三郎
同	井坂孝		(大毎 6 月 18 日)

銑鐵鑄物制限品 (34 品目ヲ追加) 官報 3445 號, 昭和 13, 6, 29

銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件ニ依リ次ノ通 物品ヲ指定シ昭和 13 年 7 月 15 日ヨリ施行ス

本立(ブツクエシドヲ含ム) シャンデリヤ、机、卓子、寢臺、シャッター用器、郵便受箱、ラヂエーター、ガスストーブ、電氣ストーブ、鐵瓶、五徳、卓上呼鈴、名刺差及傳票差、紡織、染色又ハ整理用機械器具(針布製造用機械器具ヲ除ク) 窯業用機械器具(硝子又ハ耐火煉瓦製造用機械器具ヲ除ク)印刷又ハ製本用機械器

具、理容用機械器具（バリカンヲ除ク）

△次ニ掲グル物品又ハソノ部分品ヲ製造スル専用機械器具

鐵釘（蹄釘ヲ除ク）金網、菓子、清涼又ハ致酔飲料香水、石鹼、
蓄音機用レコードセルロイド及同製品、紙及ビ同製品（パライタ
ペーパー等特殊ノ紙ヲ除ク）刷毛及刷子、綿又ハ麻製ノ綱、繩及
綱、帽子、燐寸、金屬箔、萬年筆、鉛筆及クレヨン

銑鐵屬物ノ製造制限ニ關スル件中次ノ通改正ス

次ノ一項ヲ加フ

前項但書ノ許可ヲ受ケントスル者當該物品又ハ部分品ニ關スル工
業組合又ハ工業組合聯合會ノ組員又ハ所屬ノ工業者ナル場合ニ
於テハ當該工業組合又ハ工業組合聯合會ヲ經由シテ許可申請書ヲ
提出スベシ

附 則

本令ハ昭和 13 年 7 月 1 日ヨリ之ヲ施行ス

鐵鋼需給團體指定 官報 3445 號昭和 13, 6, 29

一 供給者側

普通銑鐵（鑄鐵管ヲ含ム）ハ日本製鐵會社

普通歴延鋼材ハ日本鋼材聯合會

一 需要者側

造船聯合會、阪神造船協議會、關門造船協議會、鐵道鐵鋼協議
會、電氣協會、日本土木建築請負業聯合會、帝國瓦斯協會、石油
業鐵鋼配給協議會、石油鑛業鐵鋼協議會、九州石炭鑛業懇話會鐵
鋼統制協議會、宇部鑛業組合鐵鋼協議會、北海道石炭鑛業會、常
磐石炭鑛業會、福岡地方石炭山配給統制協議會、鐵鋼材統制互助
會協議會、仙礦管内炭鑛鐵鋼配給協議會、東京地方、仙台地方、
大阪地方、福岡地方及札幌地方鑛山配給統制協議會、日本鋼材聯
合會、特殊鋼協議會、日本フェロアロイ協議會、機械工業鐵鋼配
給會、北海道鐵鋼製品工組聯、青森縣鐵鋼製品工組聯、岩手縣金
屬製品工組聯、宮城縣鐵工組聯、秋田縣鐵工機械器具工組聯、山
形縣鐵木工品工組聯、福島縣鐵工機械工組聯、茨城縣鐵工機械器
具工組聯、埼玉縣鐵鋼製品工組聯、神奈川縣鐵鋼製品工組聯、新
潟縣鐵工機械金屬工組聯、富山縣金屬製品工組聯、福井縣鐵工機
械工組聯、山梨縣鐵製機械器具工組聯、長野縣鐵工製品工組聯、
岐阜縣金屬工組聯、靜岡縣鐵工機械工組聯、愛知縣鐵鋼製品工組
聯三重縣鐵工機械器具工組聯、京都鐵鋼製品工組聯、奈良縣鐵鋼
製品工組聯、鳥取縣鐵工機械器具工組聯、島根縣及ビ岡山縣鐵工
品工組聯、廣島縣鐵木工品工組聯、山口縣鐵木工工組聯、徳島縣
及香川縣鐵工機械工組聯、愛媛縣鐵工機械器具工組聯、高知縣鐵
工工組聯、福岡縣機械工組聯、佐賀縣、長崎縣、大分縣及鹿兒島
縣鐵鋼製品工組聯、川口鑄鐵鑄工組、川口鑄鐵戶車工組、東京眼
鏡工組、東京乾電池工組、東京瓦斯機械器具工組、東京メッキバ
ケツ工組、東京機構鉛筆工組、名古屋輸出樂器玩具工組、日本時
計工組、日本洋傘骨製造工組、日本針金綜統工組、日本フラスナ
ー工組、關西金屬戶車工組、關西纖維機械工組、日本リードワイ
ヤー工組、東部ドラム罐工組、日本鋼ペン先工組、日本放熱器工
組、日本度量衡器計量器工組聯、日本岐阜鐵器工組聯、日本亞鉛
鐵板工組、日本自轉車工組聯、日本鑄物工組聯、滋賀縣鐵工機械
工組聯、石川縣鐵鋼製品工組聯、千葉縣鐵鋼製品工組聯

一般向鋼材を限産各共販の割當決定す（前期より 1 割 6 分）

日本鋼材聯合會では商工省の鐵鋼統制協議會で決定の 7, 8, 9, 3 ヶ
月の鐵鋼需給數量に基き聯合會加盟各社に對する生産割當を決定す
べく商工省の根本方針たる平均 1 割 6 分限産案を提示して善處方

を命じたが、このほど各共販の態度が決り、一般向鋼材の限産を中
心とする生産割當の決定を見るに至た。

即ち過般政府の決定した輸入計畫により、鋼材の原料たるスクラ
ップ、半製品、外國銑の輸入も可成りの制限を受けたので勢ひ鋼
材も限産を餘儀なくされ、限産率も前期に比し平均 16.6% とな
つてゐるが

勿論限産の對象とされた鋼材は直接軍需品を除く一般向鋼材であ
り、その主たるものは薄板の 35%、（但し輸出入を除く）を最高と
して鋼管は 25%、棒鋼並に小型鋼は夫々 10% であり、重軌條のみ
は全然限産を行はないことになつた、しかして棒鋼、小型鋼は平和
産業向であり、當初薄板同様 35% の限産を行ふ豫定であつたがこ
れを變更して 10% 限産に止めたのはこれに關係あるメーカー並に
中小加工業者に對する打撃を考慮したものである。

なほ以上の如く鋼材生産を軍需品に集中した結果、一般向鋼材を
主としてゐるメーカーはかなりの打撃を免れないものと見らる。

（中外商業 7 月 15 日）

アルミに最高價格（7 月限より實施に決定）國產アルミニウ
ムの配給について臨時物資調整局はさきに日本電工、住友、日本アル
ミ、日曹及び日滿アルミの 5 生産者に對し販賣先、販賣數量を届出
でしむると共に配給割當を實施すべく工業組合の設立を命じたが、
更に今回 7 月限の民需に對する最高販賣價格を決めこれに基き販賣
せしむることとなり 14 日各社代表を招致、次記の最高販賣價格を
申渡した、因に 7 月限の最高價格は從來の市中値段に比し著しい引
下げとなつた。99.0%未滿 2,200 圓 99.0—99.3%未滿 2,300 圓
99.3—99.5%未滿 2,400 圓 99.5—99.7%未滿 2,500 圓 99.7—
99.8%未滿 2,650 圓 99.8%以上 2,800 圓

（中外商業 7 月 15 日）

獨逸デーマク社の近況

デーマク社は約 30 年以前より本邦に
紹介せられ、爾來ハ幡製鐵所を始め
として關東關西滿洲各地方の重工業
界に於ては殆んど同社の設計製造に
係る裝置の運轉を見ざるなく本邦製
鐵製鋼界に貢獻せる所大なりき。



ウオルフガング、ロイテル博士

同社々長ウオルフガング、ロイテ
ル博士 (Dr. Wolfgang Reuter) は
本年 6 月 11 日を以て在職 50 年の
紀念祝賀會を挙げられたり、同氏は
Stückenholz 起重機製作所より出
發し 1906 年 Maerkische Maschi-

nenbau Anstalt, を併合し、漸次
Benrath 及び Duisburg 地方の工場を買收し 1910 年 Deutsche
Maschinenfabrik A. G. (略稱、Demag) の各稱の下に獨逸第 1
位の重工業用機設備製造會社の基礎完成し 1926 年從來の略稱 De-
mag を本名と改稱し、今日に到る大きさをなせり。

目下本邦を始め世界各國の重工業機械の注文は殺到し晝夜兼行の
作業に従事中的由。

獨逸エーナ市 カール ツアイス社に於ける

第 3 回材料試験及び精密測定に關する講習並に實習會

同社に於ては今年も亦講習並に實習會を開催します。

同會には顯微鏡學、分光分析學さては精密機械學の著名な代表的
學者連を網羅してその講習の任にあたります。會期は本年 9 月最終
の週間の豫定です。日本の技師或は技術家で今年歐洲にお出での方
は是非出席され獨逸技術の粹を習得される様お勧めします。

詳細に關しては東京丸ノ内郵船ビル カールツアイス株式會社に
御照會下さい

內外最近刊行誌參考記事目次

Foundry, May, 1938.

- Finishing Aluminium Castings, H. J. Rowe, p.p. 64-66.
 Four Decades of Steel Making, P. Dwyer, p.p. 68-70.
 Melting Nonferrous Metals, N. K. B. Patch, p. 71.
 Cupola Fallacies are Ventilated, D. J. Reese, p.p. 72-73.

Metal Industry, (London), March 18, 1938.

- Non-Ferrous Foundry Practice, III-The Bronzes, J. Laing & R. T. Rolfe, p.p. 307-310.
 The Strength of Soft Soldered Joints, R. Chadwick, p.p. 311-315.
 Brass Die-Castings, J. C. Fox, p.p. 316-320.

March 25, 1938.

- Presses for Deep Drawing and Pressing, J. D. Jevous, p.p. 331-334.
 The Strength of Soft Soldered Joints, R. Chadwick, p.p. 335-339.
 Fundamental Problems in Nickel Plating, S. Wernick, p.p. 343-346.

April 1, 1938.

- Non-Ferrous Foundry Practice, IV-The Bronzes, J. Laing & R. T. Rolfe, p.p. 355-358.
 Pressure Die-Casting, H. Lawetzky, p.p. 359-363.
 Aluminium Alloys in Road Transport, G. Mortimer, p.p. 365-368.
 The Benefits of Fire Insurance, K. G. Hemingway, p.p. 369-370.

April 8, 1938.

- High-Speed Strip Rolling, C. E. Davies, p.p. 379-382.
 Presses for Deep Drawing and Pressing, p.p. 383-387.
 Research on Aluminium Alloys, p. 388.
 Properties of Oxygen-Free Copper, p.p. 389-390.
 The Stripping of Chromium Electrodeposits for Thickness Measurements, S. G. Clarke, p.p. 391-393.
 Copper-Plating Chromium-Nickel Steel, H. T. Shirley, p. 394.

April 5, 1938.

- Expanding Production of British Aluminium, p.p. 403-404.
 Non-Ferrous Foundry Practice, V-The Bronzes, J. Laing & R. T. Rolfe, p.p. 405-408.
 The German Magnesium Industry, S. B. Redecker, p.p. 409-410.
 High-Speed Strip Rolling, C. E. Davies, p.p. 411-415.

April 22, 1938.

- Recent Developments in Tantalum and Columbium, C. W. Balke, p.p. 425-427.
 Presses for Deep-Drawing and Pressing, J. D. Jevons, p.p. 429-432.
 Publicity for Engineering Products, F. Rowlinson, p.p. 433-435.
 Deposition of Bright Metal Coatings, p.p. 437-439.

April 29, 1938.

- Melting and Casting of Aluminium and its Alloys, p.p. 452-454.
 Pressure for Deep-Drawing and Pressing, J. D. Jevons, p.p. 455-458.
 Silver Brazing by Carbon-Arc Process, W. Reed & L. Edelson, p.p. 461-464.

May 6, 1938.

- A New Method of Producing Tin Coatings, B. W. Gonser & E. E. Slowter, p.p. 473-476.
 Non-Ferrous Foundry Practice, VI-The Bronzes, J. Laing & R. T. Rolfe, p.p. 477-479.
 Solders and Soldered Joints, p. 480.
 Silver Brazing by Carbon-Arc Process, W. Reed & L. Edelson, p.p. 481-483.
 Cathode Efficiency of Plating Barrels, A. Hirsch, p.p. 485-487.
 Electrodeposition of Tin and Tin Alloys, p.p. 487-489.

Metal Industry (N. Y.), May, 1938.

- Development and Use of Anaconda Electro-Sheet Copper, A. L. O'Brien, p.p. 218-220.
 Modern Plating and Finishing of Jewelry and Novelties, p.p. 221-224.
 Rubber Linings-An Important Factor in the Electroplating Industry, H. H. Harkins, p.p. 225-228.
 Hot-Dip Galvanizing Practice, W. G. Imhoff, p.p. 230-231.
 Chromium Plating Small Articles in a Basket, E. F. Ingersoll, p.p. 232-233.
 How to Choose the Right Organic Finish for a Specific Product, W. T. Smith, p.p. 234-235.

Zeitschrift für Metallkunde, April, 1938.

Die Entmischungsvorgänge in Kobalt-Kupfer-Nickel-Legierungen im festen Zustand, K. E. Volk u. G. Masing, S. 113-122.

Röntgenographische Untersuchung der Phasen und Phasengrenzen in den Systemen des Zinks mit Eisen, Kobalt und Nickel, J. Schramm, S. 122-130.

Ueber die Wärmetönungen der Dreiphasenumsetzungen in den Systemen des Zinks mit Nickel, Kobalt, Eisen und Mangan, J. Schramm, S. 131-135.

Die Löslichkeit einiger Metalle in Zinn und ihr Einfluss auf die Erholungs-Temperatur, S. 135-144.

Mai, 1938.

Silber-Indium-Legierungen, E. Ränb u. A. Schall, S. 149-151.

Die Auflösung von Rhodium durch Wechselstrom-electrolyse, E. Ränb u. G. Buss, S. 152-159.

Beobachtungen an Gold-Platin-Legierungen, H. Holzmann, S. 160-161.

Aufbau der Legierungen des Beryllium mit Silber, Palladium und Gold, O. Winkler, S. 162-173.

Atomistische Grundlagen der Kristallplastizität, A. Kochendörfer, S. 174-178.

Einfluss der Oberflächenbeschaffenheit des Grundwerkstoffes auf den Korrosionsschutz galvanischer Niederschläge, M. Schlötter u. H. Schmellenmeier, S. 178-181.

Iron Age, April 14, 1938.

Machine Tool Developments of the Past Month, F. J. Oliver, p.p. 41-49.

Ten Years of Steel, M. C. Taylor, p.p. 50-53.

Earnings of Steel Industry in 1937 Equaled 6-1% of Invested Capital, W. A. Phair, p. 54.

April 21, 1938.

Cleaning Strip Steel before Tinning, W. P. Drake, p.p. 32-33.

The Modern Worm Gear Speed Reducer, F. Juraschek, p.p. 34-38.

Current Advances in Material Handling Devices and Power Drives, F. J. Oliver, p.p. 40-46.

April 28, 1938.

Seamless Tube Mill Modernization at Youngstown, D. R. James, p.p. 26-29.

Machining Diesel Cylinder Blocks at Catapillar, p.p. 30-32.

Ten Years of Steel, M. C. Taylor, p.p. 36-38.

May 5, 1938.

Stainless, T. W. Lippert, p.p. 28-34.

A.I.M.E.'s Pool 1937's Progress, p.p. 35-38.

Electric Heat Treatment for the Modern Car, W. F. Ross, p. 39.

The Case Study Method of Analyzing Industrial Truck Operation, F. Juraschek, p.p. 40-45.

Ten Years of Steel, M. C. Taylor, p. 47.

May 12, 1938.

Reflecting Changing Costs in Casting Contracts, R. E. Klise, p.p. 39-41.

A.I.M.E. Pools 1937's Progress, p.p. 46-48.

Sand Conditioning Equipment Predominates in Recent Devices for the Foundry, F. J. Oliver, p.p. 49-53.

How Welding Smoke is Disposed of in Large Crane Building Plant, J. T. Lewis, p.p. 54-55.

May 19, 1938.

Accuracy Essential in Cutting High-Speed Reduction Gears,—I. H. W. Semer, p.p. 24-27.

A Review of Recent Machine Tool Advances, F. J. Oliver, p.p. 28-33.

Drums Along the Conemaugh, J. A. Rowan, p.p. 34-37.

The Economic Problems of Belt Selection, F. Juraschek, p.p. 38-41.

Stahl und Eisen, 21 April, 1938.

Betriebsergebnisse einer umgebauten Winderhitzergruppe, W. Rabe, S. 421-426.

Prüfung der Schweißempfindlichkeit des Banstahls St 25 an Biegeproben mit Längsraupen, G. Bierett u. W. Stein, S. 427-431.

28 April, 1938.

Werkstoffersparnis durch Einbau von Wälzlagen, W. Boecker, S. 451-455.

Die Ersetzbarkeit metallischer Rostschutzüberzüge bei Stahl, F. Eisenstecken u. W. Püngel, S. 455-458.

5 Mai, 1938.

Versuche über den Abbrand in Walzwerksöfen. IV, F. Wenzel, S. 481-491.

Verwendung und Aufarbeitung von Eisensulfat aus

- Beizereiabwässern, F. Sierp, S. 491-497.
- 12 Mai, 1938.**
Das Kraftwerk Scholven als Beispiel für ein Industriekraftwerk, H. Lent, S. 509-520.
Grosse kernlose Induktionsöfen in der Stahlindustrie, M. Kantschischwili, S. 520-523.
- 19 Mai, 1938.**
Oesterreichs Eissenhüttenwesen kehrt heim ins Reich, R. Walzel, S. 537-542.
Vergleichende Untersuchungen über kohlen- und Graphitelektroden an Lichtbogenstahlöfen, H. Weitzer, S. 542-546.
Der Einfluss der Schmelzüberhitzung auf Gefüge und Festigkeitseigenschaften legierter Banstähle, A. Schöberl, S. 546-549.
- Blast Furnace and Steel Plant, May, 1938.**
Sheet and Tube Operates New Seamless Pipe Mill, p.p. 481-483.
Americal Hot-Dip Galvanizing Practice, W. G. Imhoff, p.p. 484-489.
The Refractory Firestones of Ohio, E. A. Burr, p.p. 490-492.
Recent Investigations on Slag, F. F. Franklin, p.p. 493-495.
The Blast Furnace and its Operation, J. G. West, p.p. 496-499.
Republic's New Strip Mill, p.p. 500-504.
Pumping Water for Descaling Spry, H. M. Graham, p.p. 505-506.
Steam Generators with Controlled Circulation and Combustion, J. G. Contant, p.p. 510-511.
Control of Slags for Basic open Hearth Furnaces, J. T. Brookes, p.p. 513-514.
High Speed Strip Rolling, C. E. Davis, p. 515.
- 電氣製鋼 第14卷 第5號 昭和13年5月**
○鋼の耐熱性に及ぼす Cr Al Si の影響
竹内 保資 錦織 清治 (187)
○クロムモリブテン鋼管並びにニッケルーク
ロム鋼管の二三の性質に就て 小島 義正 (224)
- 金屬 第8卷 第6號 昭和13年6月**
○焼結冶金學 松川 達夫 (323)
○金屬の擴散及び鋼の脱炭による結晶粒の柱状化に就て 川合 澂 (327)
○特殊鑄鋼 谷山 巖 (341)
○抗張試験結果に及ぼす引張速度及びノッチの影響 上田 太郎 (355)
- 熔接協會誌 第8卷 第5號 昭和13年5月**
○鑄鋼と軟鋼の電弧熔接部諸性質に関する基礎的研究(2) 中村 素 原田 基一 (197)
○電極棒に関する簡単な調査 仲 威雄 有 安久 (212)
- 日本金屬學會誌 第2卷 第5號 昭和13年5月**
○ニッケルクロム鋼塊に於ける樹型晶的偏析 濱住松二郎 (193)
○コバルトの表面層の結晶構造 西山 善次 (202)
○鐵合金の耐蝕性(第1報)
Fe-Cr 及 Fe-Cr-Mo 合金の HgCl₂ 及 FeCl₃ 水溶液に依る腐蝕試験(其1) 佐藤 龍緒 (208)
○Cu-Ni-Si 三元系平衡状態の研究(第1報)
三元異相平衡の一新例, Cu-Si 二元合金に於て融體より初晶出することなき α 相が Ni の添加により融體より初晶出するに至る過程に就て 岡本 正三 (211)
○超デュアルミンの研究(第2報) 亞鉛の影響に就て 西村 秀雄 (232)
○銅-亞鉛間の擴散 田中 晋輔 (240)
- 朝鮮鑛業會誌 第21卷 第5號 昭和13年5月**
○白岩マグネサイト鑛山 成田 亮一 (29)
- 外務省通商局日報 第125號 昭和13年6月2日**
○コバルト鑛輸出税改正(佛領モロツコ)
- 日立評論 第21卷 第6號 昭和13年6月**
○雲伯地方産眞砂鐵製鹽基性電氣爐鋼材研究 究 石垣 豊造 (453)
○本溪湖煤鐵公司の火力發電設備 藤原 賢三 伊關 秋雄 (463)
○ゲーゼル機關掃除空氣用ターボブロー装置 森田 忠孝 鈴木 萬吉 (485)
- 日本化學會誌 第59巻 第5號 昭和13年5月**
○容量分析及アマルガムの應用(第23報)
錫と共存する鐵及びビチタンの定量 石丸 三郎 (667)
- 外務省通商局日報 第130號 昭和13年6月8日**
○錫プール案及國際錫限産協定に關するサー
ジヨン, バグナル演説要旨
- 海外經濟事情 第11號 昭和13年6月**
○錫プール及錫生産制限に關する批評 (31)
- 理化學研究所彙報 第17輯 第6號 昭和13年6月**
○クロム鐵(ferro-chrome)の含むヴアナヂ
ンの定量 和田猪三郎 石井三 頼 (434)
- 航空研究所彙報(東京帝國大學) 第166號 昭和13年6月**
○鍛造アルミニウム合金の繰返引張壓縮試験 岩井 定紀 大須賀太良 (308)
- 滿洲鑛業協會會報 第4卷 第5號 康德5年5月**
○滿洲及び北支鐵鑛床の諸型式と其の價值 山口 四郎 (276)
- 機械學會誌 第41卷 第255號 昭和13年6月**
○軟鋼電弧熔接棒用芯線の基礎的研究 黄金井晴正 中村 素 (585)
○燃料及び燃焼部門談話會 (619)
- 鑄物 第10卷 第6號 昭和13年6月**
○鼠鑄鐵の耐硝酸性に就て 山本 洋一 (321)
○電機鑄物の高級化に就て 須藤 幸治 (336)
- 外務省通商局日報 第134號 昭和13年6月13日**
○鑛石輸出附加税徵收方法に關する秘露大藏省令
- 九州鑛山學會誌 第9卷 第3號 昭和13年5月**
○原料炭とコークス 牛尾 廣惠 (185)
○本邦の砂錫鑛床(中) 木下 龜城 (196)
○天龍ニッケル鑛山(其2) 瀧本 清 (210)
- 日本金屬學會誌 第2卷 第6號 昭和13年6月**
○硫酸又は鹽酸々性溶液に添加せる鹽類がク
ロム鋼の不動態化に及ぼす影響(I) 森岡 進 (247)
○金屬セメンテーション(第14報) 礪素に依
るセメンテーション 加瀬 勉 (261)
○Mg-Sb 系合金に存在する三つの金屬化合物
の X 線的研究 八田 篤敬 大澤 興美 (270)
○鹽浴用鹽類の平衡状態圖の研究(第6報)
Na₂B₄O₇ (硼砂)-BaCl₂-NaCl 系平衡状態圖 佐藤 知雄 安藤 公平 (284)
○鉛及鉛合金の疲勞に關する研究(第1報) 小野 健二 (290)